

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)第48条および第69条に基づき、同規則および「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)により作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則および保険業法施行規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則および保険業法施行規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条および第57条に基づき、同規則および「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)により作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則および保険業法施行規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則および保険業法施行規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表および前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、ならびに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表および当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金および預貯金		194,926	2.4	139,025	1.7	155,443	1.9
コールローン		174,000	2.1	108,000	1.3	100,000	1.2
買入金銭債権		34,817	0.4	37,385	0.5	38,900	0.5
金銭の信託		200	0.0	200	0.0	200	0.0
有価証券	1,2 3,4	5,326,704	65.2	5,444,365	66.6	5,427,277	66.6
貸付金	5,6	2,069,922	25.3	2,057,595	25.2	2,076,320	25.5
有形固定資産	7	252,127	3.1	241,868	3.0	244,772	3.0
無形固定資産		9,587	0.1	7,860	0.1	8,930	0.1
代理店貸		17	0.0	23	0.0	6	0.0
再保険貸		47	0.0	374	0.0	261	0.0
その他資産		119,181	1.5	137,798	1.7	107,894	1.3
繰延税金資産		155	0.0	205	0.0	188	0.0
貸倒引当金		5,273	0.1	5,967	0.1	6,890	0.1
資産の部合計		8,176,414	100.0	8,168,734	100.0	8,153,306	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
保険契約準備金		7,065,177	86.4	7,060,143	86.4	7,065,829	86.7
支払備金		41,270		43,784		45,636	
責任準備金		6,910,678		6,910,090		6,910,263	
契約者配当準備金	9	113,228		106,269		109,929	
再保険借		258	0.0	258	0.0	282	0.0
その他負債	1	528,649	6.5	421,275	5.2	386,926	4.7
退職給付引当金		32,544	0.4	40,300	0.5	37,184	0.5
役員退職慰労引当金		1,497	0.0	1,472	0.0	1,523	0.0
保険金等追加支払引当金				3,557	0.0	8,364	0.1
特別法上の準備金		13,460	0.1	15,950	0.2	14,700	0.2
価格変動準備金		13,460		15,950		14,700	
繰延税金負債		46,492	0.6	79,203	1.0	80,645	1.0
負債の部合計		7,688,080	94.0	7,622,161	93.3	7,595,456	93.2
(純資産の部)							
資本金		137,280	1.7	137,280	1.7	137,280	1.7
資本剰余金		137,536	1.7	137,536	1.7	137,536	1.7
利益剰余金		55,211	0.7	63,360	0.8	63,375	0.7
自己株式		8,601	0.1	8,601	0.1	8,601	0.1
株主資本合計		321,426	4.0	329,576	4.1	329,590	4.0
その他有価証券評価差額金		165,253	2.0	215,370	2.6	226,419	2.8
繰延ヘッジ損益		46	0.0	35	0.0	7	0.0
評価・換算差額等合計		165,300	2.0	215,335	2.6	226,411	2.8
少数株主持分		1,606	0.0	1,661	0.0	1,848	0.0
純資産の部合計		488,333	6.0	546,572	6.7	557,850	6.8
負債および 純資産の部合計		8,176,414	100.0	8,168,734	100.0	8,153,306	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		568,073	100.0	570,591	100.0	1,142,325	100.0
保険料等収入		405,562		409,052		813,460	
資産運用収益		139,453		134,411		288,686	
利息および 配当金等収入		91,292		89,185		178,386	
金銭の信託運用益		0		0		0	
売買目的有価証券 運用益		—		229		—	
有価証券売却益		42,617		41,681		74,692	
有価証券償還益		30		—		30	
為替差益		848		—		—	
その他運用収益		74		53		117	
特別勘定資産運用益		4,591		3,261		35,460	
その他経常収益		23,057		27,127		40,179	
年金特約取扱受入金		271		250		656	
保険金据置受入金		15,894		15,680		31,690	
支払備金戻入額		3,131		1,852		—	
責任準備金戻入額		—		173		—	
保険金等追加支払 引当金戻入額		—		4,806		—	
その他の経常収益		3,759		4,364		7,833	
経常費用		524,049	92.3	549,175	96.2	1,081,277	94.7
保険金等支払金		352,191		388,833		748,692	
保険金		152,890		170,149		312,606	
年金		31,281		31,644		65,158	
給付金		69,681		73,464		157,832	
解約返戻金		91,848		105,189		193,623	
その他返戻金等		6,489		8,385		19,471	
責任準備金等繰入額		21,821		28		22,669	
支払備金繰入額		—		—		1,234	
責任準備金繰入額		21,790		—		21,374	
契約者配当金 積立利息繰入額		31		28		59	
資産運用費用		59,132		65,282		115,917	
支払利息		4,265		4,207		8,091	
売買目的有価証券 運用損		172		—		109	
有価証券売却損		6,573		2,142		14,478	
有価証券評価損		805		588		834	
金融派生商品費用		41,118		9,490		68,121	
為替差損		—		45,770		12,652	
貸倒引当金繰入額		670		—		2,473	
貸付金償却		410		4		412	
賃貸用不動産等 減価償却費		1,580		1,574		3,099	
その他運用費用		3,537		1,504		5,645	

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
事業費	※1	56,948		59,711		114,200	
その他経常費用		33,955		35,318		79,797	
保険金据置支払金		19,112		22,308		41,207	
税金		3,740		3,425		7,029	
減価償却費		4,207		3,593		8,581	
退職給付引当金繰入額		4,086		3,133		8,782	
保険金等追加支払 引当金繰入額		—		—		8,364	
その他の経常費用		2,808		2,856		5,832	
経常利益		44,023	7.7	21,416	3.8	61,048	5.3
特別利益		321	0.1	2,189	0.4	5,257	0.5
固定資産等処分益	※2	257		1,220		5,163	
貸倒引当金戻入額		—		903		—	
償却債権取立益		64		66		94	
特別損失		4,228	0.7	2,323	0.4	6,383	0.6
固定資産等処分損	※3	502		243		883	
減損損失	※4	1,551		829		2,086	
価格変動準備金繰入額		1,360		1,250		2,600	
その他特別損失	※5	814		—		813	
契約者配当準備金繰入額		9,377	1.7	8,277	1.5	19,871	1.7
税金等調整前中間(当期)純利益		30,739	5.4	13,005	2.3	40,051	3.5
法人税および住民税等		347	0.1	75	0.0	789	0.1
法人税等調整額		11,715	2.1	4,862	0.9	12,145	1.1
少数株主利益		162	0.0	16	0.0	437	0.0
中間(当期)純利益		18,514	3.3	8,051	1.4	26,678	2.3

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	87,280	87,536	36,696	8,601	202,911
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	50,000	50,000			100,000
中間純利益			18,514		18,514
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	50,000	50,000	18,514		118,514
平成18年9月30日残高(百万円)	137,280	137,536	55,211	8,601	321,426

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	182,779		182,779	1,501	387,193
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行					100,000
中間純利益					18,514
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	17,525	46	17,478	104	17,374
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	17,525	46	17,478	104	101,140
平成18年9月30日残高(百万円)	165,253	46	165,300	1,606	488,333

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	137,280	137,536	63,375	8,601	329,590
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			8,065		8,065
中間純利益			8,051		8,051
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)			14		14
平成19年9月30日残高(百万円)	137,280	137,536	63,360	8,601	329,576

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	226,419	7	226,411	1,848	557,850
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当					8,065
中間純利益					8,051
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	11,048	27	11,076	186	11,263
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	11,048	27	11,076	186	11,277
平成19年9月30日残高(百万円)	215,370	35	215,335	1,661	546,572

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	87,280	87,536	36,696	8,601	202,911
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	50,000	50,000			100,000
当期純利益			26,678		26,678
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	50,000	50,000	26,678		126,678
平成19年3月31日残高(百万円)	137,280	137,536	63,375	8,601	329,590

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	182,779		182,779	1,501	387,193
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					100,000
当期純利益					26,678
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	43,639	7	43,631	346	43,978
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	43,639	7	43,631	346	170,656
平成19年3月31日残高(百万円)	226,419	7	226,411	1,848	557,850

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		30,739	13,005	40,051
賃貸用不動産等減価償却費		1,580	1,574	3,099
減価償却費		4,207	3,593	8,581
減損損失		1,551	829	2,086
支払備金の増加額(△減少額)		△3,131	△1,852	1,234
責任準備金の増加額(△減少額)		21,790	△173	21,374
契約者配当準備金積立利息繰入額		31	28	59
契約者配当準備金繰入額		9,377	8,277	19,871
貸倒引当金の増加額(△減少額)		670	△903	2,473
退職給付引当金の増加額(△減少額)		3,417	3,116	8,057
役員退職慰労引当金の増加額 (△減少額)		1,497	△50	1,523
保険金等追加支払引当金の増加額 (△減少額)		—	△4,806	8,364
価格変動準備金の増加額(△減少額)		1,360	1,250	2,600
利息および配当金等収入		△91,292	△89,185	△178,386
有価証券関係損益(△益)		△35,313	△38,950	△59,401
支払利息		4,265	4,207	8,091
金融派生商品費用(△収益)		41,118	9,490	68,121
為替差損益(△益)		△848	45,770	12,652
特別勘定資産運用損益(△益)		△4,591	△3,261	△35,460
有形固定資産関係損益(△益)		0	△1,090	△4,213
持分法による投資損益(△益)		△348	△826	△993
代理店貸の増加額(+減少額)		3	△16	14
再保険貸の増加額(+減少額)		130	△112	△84
その他資産の増加額(+減少額)		△5,230	△12,201	1,657
再保険借の増加額(△減少額)		△42	△24	△18
その他負債の増加額(△減少額)		△116	2,680	△2,523
その他		3,113	1,564	5,760
小計		△16,060	△58,067	△65,406
利息および配当金等の受取額		102,199	97,626	194,500
利息の支払額		△4,135	△4,107	△7,970
契約者配当金の支払額		△11,670	△11,967	△25,491
その他		△2,190	△1,320	△4,311
法人税等の支払額		△252	△706	△332
営業活動によるキャッシュ・フロー		67,889	21,458	90,988

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増加額(+純減少額)		10,000	—	10,000
買入金銭債権の取得による支出		△15,100	—	△19,300
買入金銭債権の売却・償還による 収入		3,083	1,503	3,350
有価証券の取得による支出		△629,435	△793,657	△1,636,639
有価証券の売却・償還による収入		718,272	743,517	1,754,721
貸付けによる支出		△217,028	△182,900	△434,712
貸付金の回収による収入		214,687	201,603	414,058
金融派生商品の決済による収支 (純額)		△44,147	△16,135	△83,599
債券貸借取引受入担保金の純増加額 (△純減少額)		△82,271	26,440	△184,271
その他		600	△261	794
II① 小計		△41,338	△19,890	△175,598
(I + II①)		(26,551)	(1,568)	(△84,610)
有形固定資産の取得による支出		△2,941	△2,461	△4,838
有形固定資産の売却による収入		598	2,326	23,032
その他		—	△1,603	△2,857
投資活動によるキャッシュ・フロー		△43,680	△21,629	△160,263
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
借入金の返済による支出		△45,001	△0	△65,001
株式の発行による収入		100,000	—	100,000
配当金の支払額		—	△8,065	—
少数株主への配当金の支払額		△41	△180	△41
財務活動によるキャッシュ・フロー		54,956	△8,247	34,956
IV 現金および現金同等物に係る 換算差額		—	0	—
V 現金および現金同等物の増加額 (△減少額)		79,165	△8,417	△34,318
VI 現金および現金同等物の期首残高		289,630	255,443	289,630
VII 新規連結に伴う現金および 現金同等物の増加額		130	—	130
VIII 現金および現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	368,926	247,025	255,443

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 4社 連結子会社は、三友サービス(株)、三生キャピタル(株)、エムエルアイ・システムズ(株)、三生3号投資事業組合であります。</p> <p>なお、三生3号投資事業組合は、当中間連結会計期間に重要性が増加したことから、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社は、(株)サンセイキャリアマネジメント、(株)三生オンユー・インシュアランス・マネジメント、三生保険サービス(株)、(株)ビジネスエイジェンシー、三生収納サービス(株)、三生2号投資事業組合、三生4号投資事業有限責任組合であります。</p> <p>なお、三生2号投資事業組合は、当中間連結会計期間に清算結了いたしました。 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社7社は、質的重要性がないことに加え、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性がないため、連結の範囲から除いております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 4社 連結子会社は、三友サービス(株)、三生キャピタル(株)、エムエルアイ・システムズ(株)、三生3号投資事業組合であります。</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社は、(株)サンセイキャリアマネジメント、(株)三生オンユー・インシュアランス・マネジメント、三生保険サービス(株)、(株)ビジネスエイジェンシー、三生収納サービス(株)、三生4号投資事業有限責任組合であります。 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社6社は、質的重要性がないことに加え、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性がないため、連結の範囲から除いております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 4社 連結子会社は、三友サービス(株)、三生キャピタル(株)、エムエルアイ・システムズ(株)、三生3号投資事業組合であります。</p> <p>なお、三生3号投資事業組合は、当連結会計年度に重要性が増加したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社は、(株)サンセイキャリアマネジメント、(株)三生オンユー・インシュアランス・マネジメント、三生保険サービス(株)、(株)ビジネスエイジェンシー、三生収納サービス(株)、三生2号投資事業組合、三生4号投資事業有限責任組合であります。</p> <p>なお、三生2号投資事業組合は、当連結会計年度に清算結了いたしました。 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社7社は、質的重要性がないことに加え、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性がないため、連結の範囲から除いております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要および開示対象特別目的会社との取引金額等については、「開示対象特別目的会社関係」として記載しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間より、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号 平成19年3月29日)を適用しております。</p>	
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社の数 なし</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社の数 6社</p> <p>持分法適用の関連会社は、三井住友アセットマネジメント(株)、ジャパン・ペンション・サービス(株)、総合証券事務サービス(株)、ジャパン・ペンション・ナビゲーター(株)、NBCカスタマー・サービス(株)、保険デザイナーズ(株)であります。</p> <p>なお、保険デザイナーズ(株)は、当中間連結会計期間に新たに設立したため、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社に含めております。</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の数 13社</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、(株)サンセイキャリアマネジメント、(株)三生オンユール・インシュアランス・マネジメント、三生保険サービス(株)、(株)ビジネスエイジェンシー、三生収納サービス</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社の数 なし</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社の数 6社</p> <p>持分法適用の関連会社は、三井住友アセットマネジメント(株)、ジャパン・ペンション・サービス(株)、総合証券事務サービス(株)、ジャパン・ペンション・ナビゲーター(株)、NBCカスタマー・サービス(株)、保険デザイナーズ(株)であります。</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の数 12社</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、(株)サンセイキャリアマネジメント、(株)三生オンユール・インシュアランス・マネジメント、三生保険サービス(株)、(株)ビジネスエイジェンシー、三生収納サービス</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社の数 なし</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社の数 6社</p> <p>持分法適用の関連会社は、三井住友アセットマネジメント(株)、ジャパン・ペンション・サービス(株)、総合証券事務サービス(株)、ジャパン・ペンション・ナビゲーター(株)、NBCカスタマー・サービス(株)、保険デザイナーズ(株)であります。</p> <p>なお、保険デザイナーズ(株)は、当連結会計年度に新たに設立したため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の数 13社</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、(株)サンセイキャリアマネジメント、(株)三生オンユール・インシュアランス・マネジメント、三生保険サービス(株)、(株)ビジネスエイジェンシー、三生収納サービス</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(株)、三生2号投資事業組合、三生4号投資事業有限責任組合、(株)ポルテ金沢、Sumitomo Mitsui Asset Management (London) Ltd.、Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Ltd.、Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.、Sansei Capital Management Cayman Co., Ltd.、SLI Cayman Ltd.であります。</p> <p>(持分法を適用しない理由)</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社および関連会社については、質的重要性がないことに加え、それぞれ中間純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>	<p>(株)、三生4号投資事業有限責任組合、(株)ポルテ金沢、Sumitomo Mitsui Asset Management (London) Ltd.、Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Ltd.、Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.、Sansei Capital Management Cayman Co., Ltd.、SLI Cayman Ltd.であります。</p> <p>(持分法を適用しない理由)</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社および関連会社については、質的重要性がないことに加え、それぞれ中間純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>	<p>(株)、三生2号投資事業組合、三生4号投資事業有限責任組合、(株)ポルテ金沢、Sumitomo Mitsui Asset Management (London) Ltd.、Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Ltd.、Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.、Sansei Capital Management Cayman Co., Ltd.、SLI Cayman Ltd.であります。</p> <p>(持分法を適用しない理由)</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社および関連会社については、質的重要性がないことに加え、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社のうち、三生3号投資事業組合の中間決算日は6月30日であります。中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間決算日の差異が3カ月を超えていないため、同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結会計期間末日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	同左	<p>連結子会社のうち、三生3号投資事業組合の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、決算日の差異が3カ月を超えていないため、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準および評価方法</p> <p>① 有価証券(現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。)</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準および評価方法</p> <p>① 有価証券(現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。)</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準および評価方法</p> <p>① 有価証券(現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。)</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>a 売買目的有価証券 …時価法(売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>b 満期保有目的の債券 …移動平均法による償却原価法(定額法)</p> <p>c 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券をいう。) …移動平均法による償却原価法(定額法)</p> <p>d 非連結かつ持分法非適用の子会社株式および持分法非適用の関連会社株式 …移動平均法による原価法</p> <p>e その他有価証券 時価のあるもの …中間連結会計期間末日の市場価格等(国内株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの ・取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められる債券 …移動平均法による償却原価法(定額法)</p> <p>・上記以外の有価証券 …移動平均法による原価法</p>	<p>a 売買目的有価証券 同左</p> <p>b 満期保有目的の債券 同左</p> <p>c 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券をいう。) 同左</p> <p>d 非連結かつ持分法非適用の子会社株式および持分法非適用の関連会社株式 同左</p> <p>e その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの ・取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められる債券 同左</p> <p>・上記以外の有価証券 同左</p>	<p>a 売買目的有価証券 同左</p> <p>b 満期保有目的の債券 同左</p> <p>c 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券をいう。) 同左</p> <p>d 非連結かつ持分法非適用の子会社株式および持分法非適用の関連会社株式 同左</p> <p>e その他有価証券 時価のあるもの …連結会計年度末日の市場価格等(国内株式については連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの ・取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められる債券 同左</p> <p>・上記以外の有価証券 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>1 提出会社は、当中間連結会計期間において、より一層の保険債務の支払能力および経営の健全性の確保を目的としてALMの基本方針を策定し、債券の一部については、保険債務を考慮してデュレーション・マッチングの対象とするかまたは償還期限まで所有する方針に変更いたしました。</p> <p>これに伴い、従来、一般勘定において保有するすべての債券の保有目的区分をその他有価証券としておりましたが、当中間連結会計期間より、金利変動リスクの管理対象とする保険契約群(小区分)を特定し、当該小区分において当中間連結会計期間に新たに取得した債券の保有目的区分については、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に規定する責任準備金対応債券とするとともに、償還期限まで所有する意図をもって当中間連結会計期間に新たに取得した債券の保有目的区分については、満期保有目的の債券とする方法に変更いたしました。</p>	<p>同左</p> <p>—————</p>	<p>同左</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>1 提出会社は、当連結会計年度において、より一層の保険債務の支払能力および経営の健全性の確保を目的としてALMの基本方針を策定し、債券の一部については、保険債務を考慮してデュレーション・マッチングの対象とするかまたは償還期限まで所有する方針に変更いたしました。</p> <p>これに伴い、従来、一般勘定において保有するすべての債券の保有目的区分をその他有価証券としておりましたが、当連結会計年度より、金利変動リスクの管理対象とする保険契約群(小区分)を特定し、当該小区分において当連結会計年度に新たに取得した債券の保有目的区分については、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に規定する責任準備金対応債券とするとともに、償還期限まで所有する意図をもって当連結会計年度に新たに取得した債券の保有目的区分については、満期保有目的の債券とする方法に変更いたしました。</p> <p>これにより、従来、</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>これにより、従来、一般勘定において保有する時価のある債券は、すべてその他有価証券として時価法により評価しておりましたが、当中間連結会計期間より、責任準備金対応債券または満期保有目的の債券とした債券については償却原価法(定額法)により評価する方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の評価方法によった場合に比べ、有価証券は30百万円、繰延税金負債は10百万円、その他有価証券評価差額金は19百万円、それぞれ増加しております。</p> <p>2 当中間連結会計期間より「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準委員会 平成18年3月30日 企業会計基準適用指針第12号)を適用しております。</p> <p>従来、複合金融商品に組み込まれたデリバティブ(以下、組込デリバティブという。)は、当該組込デリバティブのリスクが組込対象である現物の金融資産に及ぶ可能性があり、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、原則として、当該複合金融商品を構成する現物の金融資産と区分して時価評価し評価差額を当期の損益として処理して</p>		<p>一般勘定において保有する時価のある債券は、すべてその他有価証券として時価法により評価しておりましたが、当連結会計年度より、責任準備金対応債券または満期保有目的の債券とした債券については償却原価法(定額法)により評価する方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の評価方法によった場合に比べ、有価証券は2,530百万円、繰延税金負債は914百万円、その他有価証券評価差額金は1,616百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>2 当連結会計年度より「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準委員会 平成18年3月30日 企業会計基準適用指針第12号)を適用しております。</p> <p>従来、複合金融商品に組み込まれたデリバティブ(以下、「組込デリバティブ」という。)は、当該組込デリバティブのリスクが組込対象である現物の金融資産に及ぶ可能性があり、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、原則として、当該複合金融商品を構成する現物の金融資産と区分して時価評価し評価差額を当期の損益として処</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>おりましたが、本適用指針の適用に伴い、組込デリバティブの経済的性格およびリスクと現物の金融資産の経済的性格およびリスクとが緊密な関係にあり、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性が低いと判断される複合金融商品については、当該複合金融商品を一体として取り扱い、現物の金融資産の評価基準および評価方法に従って処理することといたしました。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益および税金等調整前中間純利益はそれぞれ246百万円減少し、中間純利益は157百万円減少し、その他有価証券評価差額金は157百万円増加しております。</p> <p>② デリバティブ取引 時価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>有形固定資産の減価償却の方法は、建物(構築物を除く。)については定額法により、構築物およびその他の有形固定資産については定率法により行っております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 ……15年～50年 その他の有形固定資産 ……3年～15年</p>	<p>② デリバティブ取引 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p>	<p>理しておりましたが、本適用指針の適用に伴い、組込デリバティブの経済的性格およびリスクと現物の金融資産の経済的性格およびリスクとが緊密な関係にあり、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性が低いと判断される複合金融商品については、当該複合金融商品を一体として取り扱い、現物の金融資産の評価基準および評価方法に従って処理することといたしました。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ119百万円増加し、当期純利益は76百万円増加し、その他有価証券評価差額金は76百万円減少しております。</p> <p>② デリバティブ取引 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>有形固定資産の減価償却は、建物(構築物を除く。)については定額法により、構築物およびその他の有形固定資産については定率法により行っております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 ……15年～50年 その他の有形固定資産 ……3年～15年 ただし、その他の</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>ただし、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度の法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益および税金等調整前中間純利益はそれぞれ10百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、賃貸用不動産等減価償却費または減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益および税金等調整前中間純利益はそれぞれ157百万円減少しております。</p>	<p>有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却の方法は、定額法により行っております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により行っております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>提出会社の貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現状、経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>提出会社の貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現状、経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により行っております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>提出会社の貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現状、経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む。)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、2,444百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、提出会社に準じて必要と認める額を計上しております。</p> <p>② 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員(執行役員を含む。)の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む。)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、765百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、提出会社に準じて必要と認める額を計上しております。</p> <p>② 退職給付引当金 同左</p>	<p>し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む。)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、763百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、提出会社に準じて必要と認める額を計上しております。</p> <p>② 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員(執行役員を含む。)の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異は、10年による均等額を費用処理して</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>会計基準変更時差異は、10年による均等額を費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>③ 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>③ 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金(年金を含む。)の支払いに備えるため、内規に基づき当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、提出会社は、平成19年5月30日開催の取締役会決議に基づき、役員退職慰労金制度を廃止しました。これに伴い、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、同総会終結時に在任する役員に対し、同総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金を退任時に打切り支給すること、および、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に一任することを決議しました。このため、</p>	<p>おります。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>③ 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、退任時の費用として処理しておりましたが、役員退職慰労引当金計上の会計慣行が定着していることを考慮し、役員退職慰労金を役員の在任期間に亘って費用配分することによって、期間損益の適正化を図るため、当中間連結会計期間より、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上することといたしました。なお、役員退職慰労金の支払額は従来どおり事業費に、役員退職慰労引当金繰入額(または役員退職慰労引当金戻入額)はその他の経常費用(またはその他の経常収益)にそれぞれ含めて処理しております。</p> <p>これにより、役員退職慰労引当金繰入額(または役員退職慰労引当金戻入額)の当中間連結会計期間相当額31百万円はその他の経常収益に、過年度相当額502百万円はその他特別損失に、それぞれ計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は31百万円増加し、税金等調整前中間純利益は471百万円減少しております。</p> <p>また、役員退職慰労引当金の設定に合わせ、従来、退職給付引当金に含めて引</p>	<p>当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金に含めて計上しております。</p> <p>—————</p>	<p>(追加情報)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、退任時の費用として処理しておりましたが、役員退職慰労引当金計上の会計慣行が定着していることを考慮し、役員退職慰労金を役員の在任期間に亘って費用配分することによって、期間損益の適正化を図るため、当連結会計年度より、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上することといたしました。なお、役員退職慰労金の支払額は従来どおり事業費に、役員退職慰労引当金繰入額(または役員退職慰労引当金戻入額)はその他の経常費用(またはその他の経常収益)にそれぞれ含めて処理しております。</p> <p>これにより、役員退職慰労引当金繰入額(または役員退職慰労引当金戻入額)の当連結会計年度相当額5百万円はその他の経常収益に、過年度相当額502百万円はその他特別損失に、それぞれ計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は5百万円増加し、税金等調整前当期純利益は497百万円減少しております。</p> <p>また、役員退職慰労引当金の設定に合わせ、従来、退職給付引当金に含めて引</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>当処理していた退任した役員に係る年金債務を、当中間連結会計期間より、役員退職慰労引当金に含めて表示することとし、前連結会計年度末の退職給付引当金から1,026百万円を役員退職慰労引当金に振り替えております。</p> <hr/>	<p>④ 保険金等追加支払引当金 保険金等追加支払引当金は、保険金等の支払状況に関する検証に伴う今後のお客さまへの確認等により、保険金等の追加的な支払が生じる可能性を勘案し、当該保険金等の支払に備えるため、検証実績等に基づき必要と見積もった額を計上しております。</p> <hr/>	<p>当処理していた退任した役員に係る年金債務を、当連結会計年度より、役員退職慰労引当金に含めて表示することとし、前連結会計年度末の退職給付引当金から1,026百万円を役員退職慰労引当金に振り替えております。</p> <p>④ 保険金等追加支払引当金 同左</p> <p>(追加情報) 当連結会計年度において、保険金等の支払状況に関する一連の検証を実施しておりますが、この検証の一環として当連結会計年度下半期より実施しているお客さまへの確認等により、当連結会計年度末日後に保険金等の追加的な支払が生じることが見込まれることとなりました。 これを受けて、検証対象のうち、当連結会計年度末日後の追加的な支払が確定しているものについては確定額を支払備金として計上するとともに、当連結会計年度末日後も実施しているお客さまへの</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定による準備金であり、当中間連結会計期間末における価格変動準備金対象資産に対する年間所要額を期間按分した額を計上しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務、外貨建有価証券等の外貨建金融商品は、中間連結会計期間末日の直物為替相場により円換算しております。 提出会社が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち、債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(4) 価格変動準備金の計上方法 同左</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 同左</p>	<p>確認等により、保険金等を追加的にお支払する可能性があるものについては、その支払に備えるため上記の検証実績等に基づき必要と見積もった額を保険金等追加支払引当金として計上しております。 当該引当金の計上に伴い、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ8,364百万円減少しております。</p> <p>(4) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務、外貨建有価証券等の外貨建金融商品は、連結会計年度末日の直物為替相場により円換算しております。 提出会社が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち、債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(7) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。 なお、貸付金をヘッジ対象とした金利スワップで特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、外貨建定期預金をヘッジ対象とした為替予約で振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象) 金利スワップ 貸付金 外貨建定期預金 為替予約</p> <p>③ ヘッジ方針 貸付金に対する金利変動リスクおよび外貨建定期預金に対する為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。</p>	<p>(6) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(7) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p>	<p>(6) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(7) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>④ ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較する比率分析により、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、特例処理を採用している金利スワップおよび振当処理を採用している為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(8) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理</p> <p>提出会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、法人税法に定める繰延消費税額等は、その他資産中の前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は、発生連結会計期間に費用処理しております。</p>	<p>④ ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>同左</p> <p>(8) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>④ ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>同左</p> <p>(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>① 消費税等の会計処理</p> <p>提出会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、法人税法に定める繰延消費税額等は、その他資産中の前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は、発生連結会計年度に費用処理しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 責任準備金の積立方法</p> <p>責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) ・標準責任準備金の対象とならない契約については、<u>平準純保険料式</u> 	<p>② 責任準備金の積立方法</p> <p>同左</p> <p>(追加情報)</p> <p>「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成18年内閣府令第61号)の適用により、当中間連結会計期間において、第三分野保険の保険リスクに係る責任準備金を100百万円積み増しております。</p>	<p>② 責任準備金の積立方法</p> <p>同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、486,680百万円であります。</p> <p>中間連結財務諸表規則および保険業法施行規則別紙様式の改正による中間連結貸借対照表の表示に関する変更は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 前中間連結会計期間における「資本の部」は、当中間連結会計期間より「純資産の部」となり、「純資産の部」は「株主資本」、「評価・換算差額等」および「少数株主持分」に分類して表示しております。 前中間連結会計期間において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」、「利益剰余金」および「自己株式」は、当中間連結会計期間より「株主資本」の内訳科目として表示しております。 前中間連結会計期間において「利益剰余金」の次に表示しておりました「その他有価証券評価差額金」は、当中間連結会計期間より「評価・換算差額等」の内訳科目として表示しております。 前中間連結会計期間において「資産の部」の「その他資産」に含めておりました「繰延ヘッジ損失」および「負債の部」の「その他負債」に含めておりました「繰延ヘッジ利益」は、当中間連結会計期間より税効果調整後の金額を「評価・換算差額等」の内訳科目の「繰延ヘッジ損益」として表示しております。 	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、556,010百万円であります。</p> <p>連結財務諸表規則および保険業法施行規則別紙様式の改正による連結貸借対照表の表示に関する変更は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 前連結会計年度における「資本の部」は、当連結会計年度より「純資産の部」となり、「純資産の部」は「株主資本」、「評価・換算差額等」および「少数株主持分」に分類して表示しております。 前連結会計年度において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」、「利益剰余金」および「自己株式」は、当連結会計年度より「株主資本」の内訳科目として表示しております。 前連結会計年度において「利益剰余金」の次に表示しておりました「その他有価証券評価差額金」は、当連結会計年度より「評価・換算差額等」の内訳科目として表示しております。 前連結会計年度において「資産の部」の「その他資産」に含めておりました「繰延ヘッジ損失」および「負債の部」の「その他負債」に含めておりました「繰延ヘッジ利益」は、当連結会計年度より税効果調整後の金額を「評価・換算差額等」の内訳科目の「繰延ヘッジ損益」として表示しております。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
なお、前中間連結会計期間の「繰延ヘッジ損失」および「繰延ヘッジ利益」について、当中間連結会計期間と同様の方法によった場合の「繰延ヘッジ損益」に相当する金額は、180百万円でありませ		なお、前連結会計年度の「繰延ヘッジ損失」および「繰延ヘッジ利益」について、当連結会計年度と同様の方法によった場合の「繰延ヘッジ損益」に相当する金額は、△47百万円であります。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>保険業法施行規則別紙様式の改正に伴い、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示方法を次のとおり変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 前中間連結会計期間における「不動産および動産」は、当中間連結会計期間より「有形固定資産」として表示しております。 前中間連結会計期間において「その他資産」に含めていた「無形固定資産」は、当中間連結会計期間より「無形固定資産」として区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間において「その他資産」に含めていた「無形固定資産」は、13,516百万円であります。 <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 前中間連結会計期間における「不動産動産等処分益」および「不動産動産等処分損」は、当中間連結会計期間よりそれぞれ「固定資産等処分益」および「固定資産等処分損」として表示しております。 <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 前中間連結会計期間における「不動産動産関係損益」は、当中間連結会計期間より「有形固定資産関係損益」として表示しております。 前中間連結会計期間における「不動産および動産の取得による支出」および「不動産および動産の売却による収入」は、当中間連結会計期間よりそれぞれ「有形固定資産の取得による支出」および「有形固定資産の売却による収入」として表示しております。 	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																								
<p>※1 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有価証券 (国債)</td> <td>251,809百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券 (株式)</td> <td>74,875 "</td> </tr> <tr> <td>有価証券 (外国証券)</td> <td>1,282 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>327,968 "</td> </tr> </table> <p>金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき、生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金のために設定された質権の目的物および先物取引証拠金等の代用として差し入れております。</p> <p>また、担保権によって担保されている債務は、34百万円であります。</p>	有価証券 (国債)	251,809百万円	有価証券 (株式)	74,875 "	有価証券 (外国証券)	1,282 "	合計	327,968 "	<p>※1 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有価証券 (国債)</td> <td>119,209百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券 (株式)</td> <td>84,753 "</td> </tr> <tr> <td>有価証券 (外国証券)</td> <td>26 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>203,988 "</td> </tr> </table> <p>先物取引証拠金等の代用として差し入れております。</p> <p>また、担保権によって担保されている債務は、26百万円であります。</p>	有価証券 (国債)	119,209百万円	有価証券 (株式)	84,753 "	有価証券 (外国証券)	26 "	合計	203,988 "	<p>※1 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有価証券 (国債)</td> <td>164,803百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券 (株式)</td> <td>103,353 "</td> </tr> <tr> <td>有価証券 (外国証券)</td> <td>692 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>268,849 "</td> </tr> </table> <p>金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき、生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金のために設定された質権の目的物および先物取引証拠金等の代用として差し入れております。</p> <p>また、担保権によって担保されている債務は、31百万円であります。</p>	有価証券 (国債)	164,803百万円	有価証券 (株式)	103,353 "	有価証券 (外国証券)	692 "	合計	268,849 "
有価証券 (国債)	251,809百万円																									
有価証券 (株式)	74,875 "																									
有価証券 (外国証券)	1,282 "																									
合計	327,968 "																									
有価証券 (国債)	119,209百万円																									
有価証券 (株式)	84,753 "																									
有価証券 (外国証券)	26 "																									
合計	203,988 "																									
有価証券 (国債)	164,803百万円																									
有価証券 (株式)	103,353 "																									
有価証券 (外国証券)	692 "																									
合計	268,849 "																									
<p>※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の中間連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有価証券 (国債)</td> <td>225,937百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>225,937 "</td> </tr> </table>	有価証券 (国債)	225,937百万円	合計	225,937 "	<p>※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の中間連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有価証券 (国債)</td> <td>209,599百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>209,599 "</td> </tr> </table>	有価証券 (国債)	209,599百万円	合計	209,599 "	<p>※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有価証券 (国債)</td> <td>129,538百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>129,538 "</td> </tr> </table>	有価証券 (国債)	129,538百万円	合計	129,538 "												
有価証券 (国債)	225,937百万円																									
合計	225,937 "																									
有価証券 (国債)	209,599百万円																									
合計	209,599 "																									
有価証券 (国債)	129,538百万円																									
合計	129,538 "																									
<p>※3 責任準備金対応債券に係る中間連結貸借対照表価額および時価ならびにリスク管理方針の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 責任準備金対応債券に係る中間連結貸借対照表価額は、35,469百万円、時価は、35,444百万円であります。</p> <p>(2) 責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて小区分を設定し、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針を採っております。なお、小区分は、次のとおり設定しております。</p>	<p>※3 責任準備金対応債券に係る中間連結貸借対照表価額および時価ならびにリスク管理方針の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 責任準備金対応債券に係る中間連結貸借対照表価額は、504,389百万円、時価は、504,784百万円であります。</p> <p>(2) 責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて小区分を設定し、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針を採っております。なお、小区分は、次のとおり設定しております。</p>	<p>※3 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表価額および時価ならびにリスク管理方針の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表価額は、256,382百万円、時価は、258,720百万円であります。</p> <p>(2) 責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて小区分を設定し、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針を採っております。なお、小区分は、次のとおり設定しております。</p>																								

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																		
<p>① 終身保険(8-23年)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む。)から発生する将来キャッシュ・フロー中の7年超23年以内の部分)</p> <p>② 一時払養老小区分(一時払養老保険)</p> <p>③ 一時払個人年金小区分(一時払個人年金保険)</p> <p>また、各小区分において、保険契約群についての責任準備金のデュレーションと、小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションとが一定幅の中で対応していることを、定期的に検証しております。</p> <p>※4 非連結子会社および関連会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券 (株式)</td> <td>6,851百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券 (その他の証券)</td> <td>2,327 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,178 "</td> </tr> </table> <p>※5 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、7,582百万円であります。なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は、581百万円、延滞債権額は、1,884百万円であります。</p> <p>上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額1,783百万円、延滞債権額616百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	有価証券 (株式)	6,851百万円	有価証券 (その他の証券)	2,327 "	合計	9,178 "	<p>① 終身保険(8-23年)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む。)から発生する将来キャッシュ・フロー中の7年超23年以内の部分)</p> <p>② 一時払養老小区分(一時払養老保険)</p> <p>③ 一時払個人年金小区分(一時払個人年金保険)</p> <p>また、各小区分において、保険契約群についての責任準備金のデュレーションと、小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションとが一定幅の中で対応していることを、定期的に検証しております。</p> <p>※4 非連結子会社および関連会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券 (株式)</td> <td>7,646百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券 (その他の証券)</td> <td>2,012 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,658 "</td> </tr> </table> <p>※5 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、16,770百万円あります。なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は、48百万円、延滞債権額は、13,672百万円あります。</p> <p>上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額501百万円、延滞債権額170百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	有価証券 (株式)	7,646百万円	有価証券 (その他の証券)	2,012 "	合計	9,658 "	<p>① 終身保険(8-23年)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む。)から発生する将来キャッシュ・フロー中の7年超23年以内の部分)</p> <p>② 一時払養老小区分(一時払養老保険)</p> <p>③ 一時払個人年金小区分(一時払個人年金保険)</p> <p>また、各小区分において、保険契約群についての責任準備金のデュレーションと、小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションとが一定幅の中で対応していることを、定期的に検証しております。</p> <p>※4 非連結子会社および関連会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券 (株式)</td> <td>7,534百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券 (その他の証券)</td> <td>2,189 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,723 "</td> </tr> </table> <p>※5 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、17,706百万円あります。なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は、64百万円、延滞債権額は、13,971百万円あります。</p> <p>上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額501百万円、延滞債権額172百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	有価証券 (株式)	7,534百万円	有価証券 (その他の証券)	2,189 "	合計	9,723 "
有価証券 (株式)	6,851百万円																			
有価証券 (その他の証券)	2,327 "																			
合計	9,178 "																			
有価証券 (株式)	7,646百万円																			
有価証券 (その他の証券)	2,012 "																			
合計	9,658 "																			
有価証券 (株式)	7,534百万円																			
有価証券 (その他の証券)	2,189 "																			
合計	9,723 "																			

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当する貸付金はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、5,116百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>※6 貸付金の融資未実行残高は、4,000百万円であります。</p> <p>※7 有形固定資産の減価償却累計額は、197,943百万円であります。</p> <p>8 特別勘定の資産の額は、785,299百万円であります。なお、負債の額も同額であります。</p> <p>※9 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <p>前連結会計 年度末残高 115,490百万円 当中間連結 会計期間 契約者 配当金支払額 11,670 "</p> <p>利息による 増加等 31 "</p> <p>契約者配当 準備金繰入額 9,377 "</p> <p>当中間連結 会計期間末 残高 113,228 "</p>	<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当する貸付金はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、3,049百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>※6 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、次のとおりであります。</p> <p>貸付金に係る コミットメン トライン契約 の総額 1,000百万円 融資未実行残高 — "</p> <p>差引融資未実 行残高 1,000 "</p> <p>なお、上記融資未実行残高は、必ずしも全額が実行されるものではありません。</p> <p>※7 有形固定資産の減価償却累計額は、195,880百万円であります。</p> <p>8 特別勘定の資産の額は、865,647百万円であります。なお、負債の額も同額であります。</p> <p>※9 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <p>前連結会計 年度末残高 109,929百万円 当中間連結 会計期間 契約者 配当金支払額 11,967 "</p> <p>利息による 増加等 28 "</p> <p>契約者配当 準備金繰入額 8,277 "</p> <p>当中間連結 会計期間末 残高 106,269 "</p>	<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当する貸付金はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、3,669百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>※6 貸付金の融資未実行残高は、4,000百万円であります。</p> <p>※7 有形固定資産の減価償却累計額は、195,573百万円であります。</p> <p>8 特別勘定の資産の額は、837,423百万円であります。なお、負債の額も同額であります。</p> <p>※9 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <p>前連結会計 年度末残高 115,490百万円 当連結 会計年度 契約者 配当金支払額 25,491 "</p> <p>利息による 増加等 59 "</p> <p>契約者配当 準備金繰入額 19,871 "</p> <p>当連結 会計年度末 残高 109,929 "</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>10 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当中間連結会計期間末における提出会社の今後の負担見積額は、944百万円であります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した連結会計期間の事業費として処理しております。</p> <p>11 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間連結会計期間末における提出会社の今後の負担見積額は、19,300百万円であります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した連結会計期間の事業費として処理しております。</p> <p>12 提出会社は、現在、税務当局による源泉所得税の税務調査を受けておりますが、調査中であり、現時点において調査の結果を予測できる状況にないため、調査結果により生ずるかもしれない負担金額については、中間連結財務諸表に計上しておりません。</p> <p>13 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、377百万円であります。</p>	<p>—————</p> <p>11 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間連結会計期間末における提出会社の今後の負担見積額は、18,665百万円であります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した連結会計期間の事業費として処理しております。</p> <p>—————</p> <p>13 同左</p>	<p>10 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当連結会計年度末における提出会社の今後の負担見積額は、474百万円であります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。</p> <p>11 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における提出会社の今後の負担見積額は、19,300百万円であります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。</p> <p>—————</p> <p>13 同左</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																														
<p>※1 事業費のうち、主な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>物件費</td><td>18,117百万円</td></tr> <tr><td>営業職員経費</td><td>14,358 "</td></tr> <tr><td>人件費</td><td>11,140 "</td></tr> <tr><td>募集機関</td><td>9,031 "</td></tr> <tr><td>管理費</td><td></td></tr> </table>	物件費	18,117百万円	営業職員経費	14,358 "	人件費	11,140 "	募集機関	9,031 "	管理費		<p>※1 事業費のうち、主な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>物件費</td><td>19,588百万円</td></tr> <tr><td>営業職員経費</td><td>14,764 "</td></tr> <tr><td>人件費</td><td>12,084 "</td></tr> <tr><td>募集機関</td><td>9,186 "</td></tr> <tr><td>管理費</td><td></td></tr> </table>	物件費	19,588百万円	営業職員経費	14,764 "	人件費	12,084 "	募集機関	9,186 "	管理費		<p>※1 事業費のうち、主な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>物件費</td><td>36,884百万円</td></tr> <tr><td>営業職員経費</td><td>29,383 "</td></tr> <tr><td>人件費</td><td>21,292 "</td></tr> <tr><td>募集機関</td><td>18,082 "</td></tr> <tr><td>管理費</td><td></td></tr> </table>	物件費	36,884百万円	営業職員経費	29,383 "	人件費	21,292 "	募集機関	18,082 "	管理費	
物件費	18,117百万円																															
営業職員経費	14,358 "																															
人件費	11,140 "																															
募集機関	9,031 "																															
管理費																																
物件費	19,588百万円																															
営業職員経費	14,764 "																															
人件費	12,084 "																															
募集機関	9,186 "																															
管理費																																
物件費	36,884百万円																															
営業職員経費	29,383 "																															
人件費	21,292 "																															
募集機関	18,082 "																															
管理費																																
<p>※2 固定資産等処分益の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>土地</td><td>257百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0 "</td></tr> <tr><td>合計</td><td>257 "</td></tr> </table>	土地	257百万円	その他	0 "	合計	257 "	<p>※2 固定資産等処分益の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>土地</td><td>1,202百万円</td></tr> <tr><td>建物</td><td>18 "</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,220 "</td></tr> </table>	土地	1,202百万円	建物	18 "	合計	1,220 "	<p>※2 固定資産等処分益の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>土地</td><td>4,972百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>191 "</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,163 "</td></tr> </table>	土地	4,972百万円	その他	191 "	合計	5,163 "												
土地	257百万円																															
その他	0 "																															
合計	257 "																															
土地	1,202百万円																															
建物	18 "																															
合計	1,220 "																															
土地	4,972百万円																															
その他	191 "																															
合計	5,163 "																															
<p>※3 固定資産等処分損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>建物</td><td>394百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形</td><td>48 "</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>59 "</td></tr> <tr><td>合計</td><td>502 "</td></tr> </table>	建物	394百万円	その他の有形	48 "	固定資産		その他	59 "	合計	502 "	<p>※3 固定資産等処分損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>無形固定資産</td><td>120百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>123 "</td></tr> <tr><td>合計</td><td>243 "</td></tr> </table>	無形固定資産	120百万円	その他	123 "	合計	243 "	<p>※3 固定資産等処分損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>建物</td><td>685百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>198 "</td></tr> <tr><td>合計</td><td>883 "</td></tr> </table>	建物	685百万円	その他	198 "	合計	883 "								
建物	394百万円																															
その他の有形	48 "																															
固定資産																																
その他	59 "																															
合計	502 "																															
無形固定資産	120百万円																															
その他	123 "																															
合計	243 "																															
建物	685百万円																															
その他	198 "																															
合計	883 "																															
<p>※4 当中間連結会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法</p> <p>保険事業の用に供している不動産等については、保険事業全体で1つの資産グループとし、賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしてグルーピングしております。また、保険事業・賃貸兼用の不動産等については、物件ごとに主たる用途に基づき、保険事業全体の資産グループに含めるか、または賃貸用不動産等としてグルーピングしております。</p> <p>なお、連結子会社は、上記以外の事業の用に供している不動産等について、各社ごとに1つの資産グループとしております。</p>	<p>※4 当中間連結会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法</p> <p>同左</p>	<p>※4 当連結会計年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法</p> <p>同左</p>																														

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)					当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)					前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
(2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により、著しく収益性が低下した賃貸用不動産等および地価の下落により著しく価値が毀損している遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。					(2) 減損損失の認識に至った経緯 同左					(2) 減損損失の認識に至った経緯 同左						
(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳					(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳					(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳						
所在地	用途	件数 (件)	種類		合計 (百万円)	用途	件数 (件)	種類		合計 (百万円)	所在地	用途	件数 (件)	種類		合計 (百万円)
			土地 (百万円)	建物 その他 (百万円)				土地 (百万円)	建物 その他 (百万円)					土地 (百万円)	建物 その他 (百万円)	
北海道	賃貸用 不動産等	2	0	54	54	賃貸用 不動産等	4	267	378	646	北海道	賃貸用 不動産等	4	1	59	60
	遊休不 動産等	2	17	57	74	遊休不 動産等	8	71	111	183		遊休不 動産等	2	17	57	74
東北	賃貸用 不動産等	3	536	584	1,121	総計	12	338	490	829	東北	賃貸用 不動産等	4	602	630	1,233
	遊休不 動産等	2	3	-	3	北海道	4	1	59	60		遊休不 動産等	3	23	23	46
関東	賃貸用 不動産等	1	28	152	181	関東	1	18	15	34	関東	賃貸用 不動産等	2	29	153	183
	(うち東京都)	-	-	-	-	(うち東京都)	-	-	-	-		遊休不 動産等	1	18	15	34
中部	遊休不 動産等	1	18	15	34	中部	1	18	15	34	中部	遊休不 動産等	-	-	-	-
	(うち東京都)	-	-	-	-	(うち東京都)	-	-	-	-		賃貸用 不動産等	2	2	8	10
近畿	賃貸用 不動産等	-	-	-	-	近畿	2	2	8	10	近畿	賃貸用 不動産等	1	-	2	2
	遊休不 動産等	2	2	8	10	遊休不 動産等	1	-	2	2		遊休不 動産等	2	9	13	23
中四国	賃貸用 不動産等	1	-	2	2	中四国	2	9	13	22	中四国	賃貸用 不動産等	-	-	-	-
	遊休不 動産等	2	9	13	22	遊休不 動産等	2	9	13	22		遊休不 動産等	4	25	39	65
九州	賃貸用 不動産等	-	-	-	-	九州	-	-	-	-	九州	賃貸用 不動産等	1	204	148	352
	遊休不 動産等	3	20	25	46	遊休不 動産等	3	20	25	46		遊休不 動産等	1	204	148	352
合計	賃貸用 不動産等	-	-	-	-	九州	-	-	-	-	合計	賃貸用 不動産等	-	-	-	-
	遊休不 動産等	-	-	-	-	遊休不 動産等	-	-	-	-		遊休不 動産等	14	96	157	254
合計	賃貸用 不動産等	7	565	793	1,359	総計	26	934	1,152	2,086	総計	26	934	1,152	2,086	
合計	遊休不 動産等	12	70	120	191											
総計		19	636	914	1,551											

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>回収可能価額は、賃貸用不動産等については使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用し、それぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>なお、正味売却価額については、売却予定額、不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成14年7月3日全部改正)による評価額、または公示価格を基準とした評価額によっております。</p> <p>また、使用価値については将来キャッシュ・フローを5.6%で割り引いて算定しております。</p> <p>※5 その他特別損失の主な内訳は、役員退職慰労引当金繰入額の過年度相当額502百万円および当中間連結会計期間より引当処理の対象に含めた執行役員退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額の過年度相当額301百万円であります。</p>	<p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>回収可能価額は、賃貸用不動産等については使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用し、それぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>なお、正味売却価額については、売却予定額、不動産鑑定評価基準による評価額、または公示価格を基準とした評価額によっております。</p> <p>また、使用価値については将来キャッシュ・フローを6.1%で割り引いて算定しております。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>回収可能価額は、賃貸用不動産等については使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用し、それぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>なお、正味売却価額については、売却予定額、不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成14年7月3日全部改正)による評価額、または公示価格を基準とした評価額によっております。</p> <p>また、使用価値については将来キャッシュ・フローを5.6%で割り引いて算定しております。</p> <p>※5 その他特別損失の主な内訳は、役員退職慰労引当金繰入額の過年度相当額502百万円および執行役員退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額の過年度相当額301百万円であります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,550,000	1,408,072	—	2,958,072
A種株式	1,084,000	—	—	1,084,000
合計	2,634,000	1,408,072	—	4,042,072
自己株式				
普通株式	172,725	—	—	172,725
A種株式	—	172,121	—	172,121
合計	172,725	172,121	—	344,846

- (注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加1,408,072株は、第三者割当による新株の発行による増加1,063,830株および提出会社のA種株主からの取得請求(提出会社のA種株主が、提出会社がA種株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求する手続き。以下同じ。)に伴う新株の発行による増加344,242株であります。
- 2 A種株式の自己株式の株式数の増加172,121株は、提出会社のA種株主からの取得請求に伴う増加であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,958,072	—	—	2,958,072
A種株式	1,084,000	—	—	1,084,000
合計	4,042,072	—	—	4,042,072
自己株式				
普通株式	172,725	—	—	172,725
A種株式	172,121	—	—	172,121
合計	344,846	—	—	344,846

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	4,874	1,750	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	A種株式	3,191	3,500	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末
後となるもの

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,550,000	1,408,072	—	2,958,072
A種株式	1,084,000	—	—	1,084,000
合計	2,634,000	1,408,072	—	4,042,072
自己株式				
普通株式	172,725	—	—	172,725
A種株式	—	172,121	—	172,121
合計	172,725	172,121	—	344,846

- (注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加1,408,072株は、第三者割当による新株の発行による増加1,063,830株および提出会社のA種株主からの取得請求(提出会社のA種株主が、提出会社がA種株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求する手続き。以下同じ。)に伴う新株の発行による増加344,242株であります。
- 2 A種株式の自己株式の株式数の増加172,121株は、提出会社のA種株主からの取得請求に伴う増加であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	4,874	利益剰余金	1,750	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年6月28日 定時株主総会	A種株式	3,191	利益剰余金	3,500	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
<p>※1 現金および現金同等物の中間 期末残高と中間連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額と の関係 (平成18年9月30日現在)</p> <table data-bbox="236 477 563 656"> <tr> <td>現金および 預貯金</td> <td>194,926百万円</td> </tr> <tr> <td>コールローン</td> <td>174,000 "</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金および 現金同等物</td> <td>368,926 "</td> </tr> </table>	現金および 預貯金	194,926百万円	コールローン	174,000 "	<hr/>		現金および 現金同等物	368,926 "	<p>※1 現金および現金同等物の中間 期末残高と中間連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額と の関係 (平成19年9月30日現在)</p> <table data-bbox="659 477 986 656"> <tr> <td>現金および 預貯金</td> <td>139,025百万円</td> </tr> <tr> <td>コールローン</td> <td>108,000 "</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金および 現金同等物</td> <td>247,025 "</td> </tr> </table>	現金および 預貯金	139,025百万円	コールローン	108,000 "	<hr/>		現金および 現金同等物	247,025 "	<p>※1 現金および現金同等物の期末 残高と連結貸借対照表に掲記さ れている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)</p> <table data-bbox="1082 477 1409 656"> <tr> <td>現金および 預貯金</td> <td>155,443百万円</td> </tr> <tr> <td>コールローン</td> <td>100,000 "</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金および 現金同等物</td> <td>255,443 "</td> </tr> </table>	現金および 預貯金	155,443百万円	コールローン	100,000 "	<hr/>		現金および 現金同等物	255,443 "
現金および 預貯金	194,926百万円																									
コールローン	174,000 "																									
<hr/>																										
現金および 現金同等物	368,926 "																									
現金および 預貯金	139,025百万円																									
コールローン	108,000 "																									
<hr/>																										
現金および 現金同等物	247,025 "																									
現金および 預貯金	155,443百万円																									
コールローン	100,000 "																									
<hr/>																										
現金および 現金同等物	255,443 "																									

(リース取引関係)

<借主側>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																				
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の 有形固定 資産</td> <td>82</td> <td>53</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>82</td> <td>53</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	その他の 有形固定 資産	82	53	28	合計	82	53	28	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の 有形固定 資産</td> <td>121</td> <td>53</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>121</td> <td>53</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	その他の 有形固定 資産	121	53	68	合計	121	53	68	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の 有形固定 資産</td> <td>121</td> <td>32</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>121</td> <td>32</td> <td>88</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	その他の 有形固定 資産	121	32	88	合計	121	32	88
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																																			
その他の 有形固定 資産	82	53	28																																			
合計	82	53	28																																			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																																			
その他の 有形固定 資産	121	53	68																																			
合計	121	53	68																																			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																			
その他の 有形固定 資産	121	32	88																																			
合計	121	32	88																																			
② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額																																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28 "</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	19百万円	1年超	9 "	合計	28 "	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>33 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>69 "</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	36百万円	1年超	33 "	合計	69 "	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>49 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>89 "</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	40百万円	1年超	49 "	合計	89 "																		
1年内	19百万円																																					
1年超	9 "																																					
合計	28 "																																					
1年内	36百万円																																					
1年超	33 "																																					
合計	69 "																																					
1年内	40百万円																																					
1年超	49 "																																					
合計	89 "																																					
③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額	③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額	③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額																																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>20 "</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0 "</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	21百万円	減価償却費相当額	20 "	支払利息相当額	0 "	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>20 "</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0 "</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	21百万円	減価償却費相当額	20 "	支払利息相当額	0 "	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>42百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>40 "</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1 "</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	42百万円	減価償却費相当額	40 "	支払利息相当額	1 "																		
支払リース料	21百万円																																					
減価償却費相当額	20 "																																					
支払利息相当額	0 "																																					
支払リース料	21百万円																																					
減価償却費相当額	20 "																																					
支払利息相当額	0 "																																					
支払リース料	42百万円																																					
減価償却費相当額	40 "																																					
支払利息相当額	1 "																																					
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	④ 減価償却費相当額の算定方法 同左	④ 減価償却費相当額の算定方法 同左																																				
⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	⑤ 利息相当額の算定方法 同左	⑤ 利息相当額の算定方法 同左																																				

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 公社債	7,036	7,030	△5
① 社債	7,036	7,030	△5
(2) 外国公社債	1,100	1,101	1
合計	8,136	8,131	△4

(注) 上記満期保有目的の債券のほか、有価証券に準じた処理を行っている資産として、買入金銭債権(中間連結貸借対照表計上額2,000百万円、時価1,999百万円)があります。

2 責任準備金対応債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 公社債	35,469	35,444	△25
① 国債	7,052	7,045	△7
② 社債	28,416	28,399	△17
合計	35,469	35,444	△25

3 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 公社債	2,057,598	2,047,284	△10,313
① 国債	1,439,344	1,431,898	△7,445
② 地方債	39,668	39,770	101
③ 社債	578,585	575,615	△2,969
(2) 株式	397,340	643,407	246,067
(3) 外国証券	1,403,564	1,482,463	78,899
① 外国公社債	1,106,499	1,175,603	69,104
② 外国その他証券	297,064	306,859	9,794
(4) その他の証券	148,723	162,159	13,436
合計	4,007,226	4,335,315	328,088

(注) 1 上記その他有価証券のほか、有価証券に準じた処理を行っている資産として、中間連結貸借対照表において現金および預貯金として表示している譲渡性預金(取得原価105,000百万円、中間連結貸借対照表計上額105,000百万円)および買入金銭債権(取得原価26,903百万円、中間連結貸借対照表計上額26,604百万円)があります。

2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものを減損処理しており、その金額は84百万円であります。

なお、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち一定程度の信用状態に満たないと認められる銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き減損処理を行っております。

4 時価評価されていない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	169,330
(1) 非上場国内株式	69,422
(2) 非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	90,600
(3) 外国その他証券	1,398
(4) その他の証券	7,909

II 当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 公社債	30,850	30,958	107
① 地方債	1,413	1,401	△12
② 社債	29,437	29,556	119
(2) 外国証券	21,100	19,947	△1,152
① 外国公社債	21,100	19,947	△1,152
合計	51,950	50,905	△1,044

(注) 上記満期保有目的の債券のほか、買入金銭債権(中間連結貸借対照表計上額6,122百万円、時価6,202百万円)があります。

2 責任準備金対応債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 公社債	495,389	495,912	523
① 国債	272,608	272,831	222
② 地方債	70,993	70,741	△252
③ 社債	151,787	152,339	552
(2) 外国証券	9,000	8,872	△128
① 外国公社債	9,000	8,872	△128
合計	504,389	504,784	395

3 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 公社債	1,905,665	1,907,498	1,832
① 国債	1,277,473	1,280,302	2,828
② 地方債	41,353	41,731	377
③ 社債	586,838	585,464	△1,374
(2) 株式	413,276	723,140	309,863
(3) 外国証券	1,011,731	1,044,865	33,134
① 外国公社債	626,570	639,626	13,055
② 外国その他証券	385,160	405,238	20,078
(4) その他の証券	183,189	200,872	17,682
合計	3,513,863	3,876,376	362,513

(注) 1 上記その他有価証券のほか、中間連結貸借対照表において現金および預貯金として表示している譲渡性預金(取得原価28,000百万円、中間連結貸借対照表計上額28,000百万円)および買入金銭債権(取得原価31,424百万円、中間連結貸借対照表計上額31,263百万円)があります。

2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものを減損処理しており、その金額は463百万円であります。

なお、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち一定程度の信用状態に満たないと認められる銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるかと認められる場合を除き減損処理を行っております。

4 時価評価されていない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表計上額

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	161,890
(1) 非上場国内株式	61,917
(2) 非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	90,600
(3) 外国その他証券	1,540
(4) その他の証券	7,832

Ⅲ 前連結会計年度末(平成19年3月31日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 公社債	26,646	26,806	160
① 地方債	1,413	1,404	△9
② 社債	25,232	25,402	169
(2) 外国証券	13,100	13,079	△20
① 外国公社債	13,100	13,079	△20
合計	39,746	39,886	139

(注) 上記満期保有目的の債券のほか、有価証券に準じた処理を行っている資産として、買入金銭債権(連結貸借対照表計上額6,176百万円、時価6,229百万円)があります。

2 責任準備金対応債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 公社債	254,382	256,723	2,341
① 国債	115,645	116,842	1,196
② 地方債	40,209	40,420	211
③ 社債	98,527	99,460	933
(2) 外国証券	2,000	1,996	△3
① 外国公社債	2,000	1,996	△3
合計	256,382	258,720	2,337

3 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 公社債	1,927,001	1,927,418	416
① 国債	1,300,738	1,301,652	913
② 地方債	41,374	41,651	277
③ 社債	584,888	584,113	△774
(2) 株式	400,443	719,050	318,607
(3) 外国証券	1,229,230	1,305,050	75,819
① 外国公社債	924,914	980,640	55,725
② 外国その他証券	304,315	324,409	20,094
(4) その他の証券	171,172	191,934	20,761
合計	3,727,848	4,143,453	415,605

- (注) 1 上記その他有価証券のほか、有価証券に準じた処理を行っている資産として、連結貸借対照表において現金および預貯金として表示している譲渡性預金(取得原価48,000百万円、連結貸借対照表計上額48,000百万円)および買入金銭債権(取得原価26,790百万円、連結貸借対照表計上額26,640百万円)があります。
- 2 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものを減損処理しており、その金額は62百万円であります。
- なお、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち一定程度の信用状態に満たないと認められる銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるかと認められる場合を除き減損処理を行っております。

4 時価評価されていない主な有価証券の内容および連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	162,421
(1) 非上場国内株式	62,800
(2) 非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	90,600
(3) 外国その他証券	1,593
(4) その他の証券	7,427

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 運用目的以外の金銭の信託

取得原価をもって中間連結貸借対照表に計上している預金と同様の性格を持つ合同運用の指定金銭信託が200百万円あります。

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 運用目的以外の金銭の信託

取得原価をもって中間連結貸借対照表に計上している預金と同様の性格を持つ合同運用の指定金銭信託が200百万円あります。

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

1 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 運用目的以外の金銭の信託

取得原価をもって連結貸借対照表に計上している預金と同様の性格を持つ合同運用の指定金銭信託が200百万円あります。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約									
	売建	733,894	751,707	△17,813	328,238	330,653	△2,415	605,887	612,842	△6,955
	買建	441	447	6	3,248	3,227	△20	1,394	1,418	23
金利	金利スワップ									
	固定金利受取 /変動金利支払	33,700	△35	△35	42,850	△164	△164	35,300	△95	△95
	固定金利支払 /変動金利受取	46,659	934	934	—	—	—	—	—	—
株式	株価指数先物									
	売建	821	821	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	1,950	2,062	112	2,349	2,437	88
	株式指数オプション									
	売建									
	コール	12,469 (864)	761	102	17,127 (1,443)	1,981	△537	14,326 (956)	1,149	△192
	買建									
	コール	19,193 (1,138)	835	△303	15,354 (910)	537	△373	15,354 (910)	988	77
	プット	100,095 (14,200)	11,634	△2,565	70,848 (17,406)	16,783	△623	97,490 (15,681)	11,676	△4,004
	株券オプション									
売建										
コール	4,990 (129)	85	44	(—)	—	—	(—)	—	—	
その他	10,000	693	693	10,000	269	269	10,000	487	487	
債券	債券先物									
	売建	12,114	12,132	△17	—	—	—	—	—	—
	債券オプション									
	売建									
	コール	281,289 (1,796)	3,686	△1,889	(—)	—	—	(—)	—	—
プット	9,278 (12)	0	12	(—)	—	—	(—)	—	—	
買建										
プット	304,833 (3,443)	867	△2,576	(—)	—	—	(—)	—	—	
その他	クレジット・デフォルト ・スワップ プロテクション売建	—	—	—	3,000	△1,597	△1,597	—	—	—
	合計	—	—	△23,407	—	—	△5,349	—	—	△10,571

(注) ()内にはオプション料を記載しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当社および連結子会社は生命保険事業以外に開示の対象とすべきセグメントがないため、事業の種類別セグメント情報の開示を省略しております。

なお、投資事業は生命保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

同上

III 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

同上

【所在地別セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

同上

III 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

同上

【海外売上高】

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外売上高(経常収益)が連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

同上

III 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

同上

(開示対象特別目的会社関係)

当社は、不動産投資リスクの減少を目的として、平成15年2月に不動産の流動化を実施しております。当該不動産の流動化にあたり、特別目的会社(「資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)」第2条第3項に規定する特定目的会社)を利用しております。当該流動化は、当該不動産に対して管理処分信託を設定することにより取得した信託受益権を当該特別目的会社に譲渡し、当社は、譲渡した資産を裏付けとして当該特別目的会社が社債の発行および借入れによって調達した資金を売却代金として受領しております。

当社は、当該流動化において譲渡した不動産の一部を賃借しており、また、当該特別目的会社が発行した優先出資証券の一部を保有しております。

なお、優先出資証券については、すべて回収する予定であり、当中間連結会計期間末現在、将来の損失負担の可能性はないと判断しております。

これまで流動化を行い、当中間連結会計期間末において取引残高のある特別目的会社は1社であり、直近の決算日(平成19年4月期)における資産総額は80,601百万円、負債総額は69,765百万円であります。

なお、当該特別目的会社については、当社および連結子会社は議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当中間連結会計期間における当該特別目的会社との取引金額等は、次のとおりであります。

	主な取引の金額または 当中間連結会計期間末 残高(百万円)	主な損益	
		項目	金額(百万円)
優先出資(注) 1	3,750	受取配当金	1,276
不動産賃借取引(注) 2	2,471	賃借料	1,438

(注) 1 優先出資の金額は、当中間連結会計期間末残高を記載しております。

なお、優先出資に係る受取配当金は「利息および配当金等収入」に計上しております。

2 当社は、譲渡した不動産の一部を賃借しており、賃借料は、「事業費」に計上しております。

なお、「主な取引の金額または当中間連結会計期間末残高」には、当該賃借取引に係る敷金の当中間連結会計期間末残高を記載しております。

(1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	105,601円26銭	118,224円95銭	120,631円26銭
1株当たり中間(当期)純利益	5,088円79銭	1,746円90銭	6,471円63銭
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	—	—	—

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。なお、A種株式については普通株式と同等の株式として取り扱っており、A種株式の中間期末(期末)株式数に当該株式の調整比率2を乗じた株式数を含めて算定しております。

項目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	488,333	546,572	557,850
純資産の部の合計額から 控除する金額(百万円)	1,606	1,661	1,848
普通株式および普通株式と 同等の株式に係る中間期末 (期末)の純資産額(百万円)	486,727	544,911	556,002
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末(期 末)の普通株式および普通 株式と同等の株式の数(株)	4,609,105	4,609,105	4,609,105

2 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。なお、A種株式については普通株式と同等の株式として取り扱っており、A種株式の期中平均株式数に当該株式の調整比率2を乗じた株式数を含めて算定しております。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	18,514	8,051	26,678
普通株主および普通株主と 同等の株主に帰属しない 金額(百万円)	—	—	—
普通株式および普通株式と 同等の株式に係る中間(当 期)純利益(百万円)	18,514	8,051	26,678
普通株式および普通株式と 同等の株式の期中平均株 式数(株)	3,638,287	4,609,105	4,122,366

3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要は、次のとおりであります。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
潜在株式の種類 A種株式 潜在株式の数 1,084,000株 (うち自己株式の数 172,121株)	潜在株式の種類 A種株式 潜在株式の数 1,084,000株 (うち自己株式の数 172,121株)	潜在株式の種類 A種株式 潜在株式の数 1,084,000株 (うち自己株式の数 172,121株)

A種株式の内容については、第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」(1)「株式の総数等」②「発行済株式」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
該当事項はありません。

III 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度末 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金および預貯金		193,667	2.4	137,213	1.7	152,931	1.9
現金		197		228		137	
預貯金		193,470		136,985		152,794	
コールローン		174,000	2.1	108,000	1.3	100,000	1.2
買入金銭債権		34,817	0.4	37,385	0.5	38,900	0.5
金銭の信託		200	0.0	200	0.0	200	0.0
有価証券	1,2 3,4	5,322,435	65.1	5,439,229	66.6	5,422,359	66.6
国債		1,574,459		1,675,596		1,542,456	
地方債		50,586		122,272		92,892	
社債		668,096		814,168		771,212	
株式		842,744		928,462		920,800	
外国証券		1,703,395		1,302,289		1,543,079	
その他の証券		483,152		596,439		551,918	
貸付金	5,6	2,070,986	25.4	2,057,795	25.2	2,076,520	25.5
保険約款貸付		131,632		124,343		128,713	
一般貸付		1,939,353		1,933,451		1,947,807	
有形固定資産	7	250,562	3.1	241,857	3.0	244,760	3.0
土地		156,219		152,770		153,956	
建物		89,045		83,176		86,002	
建設仮勘定		1,820		2,780		1,426	
その他の有形固定資産		3,477		3,130		3,374	
無形固定資産		9,583	0.1	7,857	0.1	8,927	0.1
ソフトウェア		8,816		5,717		7,173	
その他の無形固定資産		767		2,139		1,754	
代理店貸		17	0.0	23	0.0	6	0.0
再保険貸		47	0.0	374	0.0	261	0.0
その他資産		118,888	1.5	137,480	1.7	107,625	1.3
未収金		21,821		30,051		12,568	
前払費用		4,213		4,402		1,103	
未収収益		31,052		28,508		31,199	
預託金		20,445		24,700		22,677	
先物取引差金勘定		36					
金融派生商品		15,245		20,441		15,745	
仮払金		6,948		5,883		3,286	
その他の資産		19,124		23,492		21,044	
貸倒引当金		5,272	0.1	5,965	0.1	6,888	0.1
資産の部合計		8,169,933	100.0	8,161,452	100.0	8,145,605	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度末 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
保険契約準備金		7,065,177	86.5	7,060,143	86.5	7,065,829	86.7
支払備金	9	41,270		43,784		45,636	
責任準備金	9	6,910,678		6,910,090		6,910,263	
契約者配当準備金	10	113,228		106,269		109,929	
再保険借		258	0.0	258	0.0	282	0.0
その他負債		527,954	6.5	420,880	5.2	386,053	4.7
債券貸借取引受入担保金		227,276		151,716		125,275	
借入金	11	185,507		165,506		165,506	
未払法人税等		109		107		216	
未払金		42,785		39,446		31,142	
未払費用	1	9,968		10,930		10,137	
前受収益		4,794		5,004		5,262	
預り金		5,327		5,177		5,615	
預り保証金		11,806		11,516		11,470	
先物取引差金勘定		2		180		81	
借入有価証券		14,852		19,312		17,356	
金融派生商品		22,462		8,809		10,598	
仮受金		3,061		3,170		3,390	
退職給付引当金		32,346	0.4	40,083	0.5	36,973	0.5
役員退職慰労引当金		1,491	0.0	1,468	0.0	1,518	0.0
保険金等追加支払引当金				3,557	0.0	8,364	0.1
特別法上の準備金		13,460	0.2	15,950	0.2	14,700	0.2
価格変動準備金		13,460		15,950		14,700	
繰延税金負債		44,752	0.5	77,155	1.0	78,718	1.0
負債の部合計		7,685,441	94.1	7,619,496	93.4	7,592,440	93.2
(純資産の部)							
資本金		137,280	1.7	137,280	1.7	137,280	1.7
資本剰余金		137,536	1.7	137,536	1.7	137,536	1.7
資本準備金		137,280		137,280		137,280	
その他資本剰余金		256		256		256	
利益剰余金		53,116	0.6	60,443	0.7	60,666	0.7
利益準備金		1,802		1,802		1,802	
その他利益剰余金		51,314		58,640		58,864	
価格変動積立金		32,516		32,516		32,516	
不動産圧縮積立金		199		191		195	
特別償却準備金		25		15		20	
別途積立金		230		230		230	
繰越利益剰余金		18,341		25,686		25,900	
自己株式		8,601	0.1	8,601	0.1	8,601	0.1
株主資本合計		319,332	3.9	326,658	4.0	326,881	4.0
その他有価証券評価差額金		165,112	2.0	215,332	2.6	226,292	2.8
繰延ヘッジ損益		46	0.0	35	0.0	7	0.0
評価・換算差額等合計		165,159	2.0	215,297	2.6	226,284	2.8
純資産の部合計		484,492	5.9	541,955	6.6	553,165	6.8
負債および 純資産の部合計		8,169,933	100.0	8,161,452	100.0	8,145,605	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		565,554	100.0	568,332	100.0	1,137,199	100.0
保険料等収入		405,562		409,052		813,460	
保険料		405,349		408,694		812,678	
再保険収入		212		358		781	
資産運用収益		139,113		134,782		288,249	
利息および 配当金等収入		91,618		89,558		178,616	
預貯金利息		145		325		345	
有価証券利息・ 配当金		64,638		61,817		124,219	
貸付金利息		19,895		20,198		40,114	
不動産賃貸料		6,242		6,148		12,428	
その他利息配当金		696		1,069		1,508	
金銭の信託運用益		0		0		0	
売買目的有価証券 運用益	※5	—		229		—	
有価証券売却益	※2	41,951		41,680		74,025	
有価証券償還益		30		—		30	
為替差益		848		—		—	
その他運用収益		74		53		117	
特別勘定資産運用益		4,591		3,261		35,460	
その他経常収益		20,878		24,496		35,488	
年金特約取扱受入金		271		250		656	
保険金据置受入金		15,894		15,680		31,690	
支払備金戻入額	※7	3,131		1,852		—	
責任準備金戻入額	※7	—		173		—	
保険金等追加支払 引当金戻入額		—		4,806		—	
その他の経常収益		1,580		1,732		3,142	
経常費用		522,283	92.3	547,300	96.3	1,077,703	94.8
保険金等支払金		352,191		388,833		748,692	
保険金		152,890		170,149		312,606	
年金		31,281		31,644		65,158	
給付金		69,681		73,464		157,832	
解約返戻金		91,848		105,189		193,623	
その他返戻金		6,128		7,799		18,354	
再保険料		361		586		1,117	
責任準備金等繰入額		21,821		28		22,669	
支払備金繰入額	※7	—		—		1,234	
責任準備金繰入額	※7	21,790		—		21,374	
契約者配当金 積立利息繰入額		31		28		59	

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
資産運用費用		59,116		65,203		115,899	
支払利息		4,265		4,207		8,091	
売買目的有価証券 運用損	※5	172		—		109	
有価証券売却損	※3	6,564		2,111		14,455	
有価証券評価損	※4	737		481		734	
金融派生商品費用	※6	41,118		9,490		68,121	
為替差損		—		45,770		12,652	
貸倒引当金繰入額		669		—		2,472	
貸付金償却		410		4		412	
賃貸用不動産等 減価償却費	※8	1,580		1,574		3,099	
その他運用費用		3,597		1,563		5,750	
事業費		56,841		59,608		113,992	
その他経常費用		32,313		33,626		76,449	
保険金据置支払金		19,112		22,308		41,207	
税金		3,727		3,413		7,010	
減価償却費	※8	4,204		3,590		8,573	
退職給付引当金繰入額		4,077		3,127		8,758	
保険金等追加支払 引当金繰入額		—		—		8,364	
その他の経常費用		1,191		1,185		2,534	
経常利益		43,270	7.7	21,031	3.7	59,496	5.2
特別利益		321	0.1	2,189	0.4	4,808	0.4
固定資産等処分益		257		1,220		4,714	
貸倒引当金戻入額		—		903		—	
償却債権取立益		64		66		94	
特別損失		4,222	0.7	2,323	0.4	6,579	0.6
固定資産等処分損		502		243		1,083	
減損損失	※9	1,551		829		2,086	
価格変動準備金繰入額		1,360		1,250		2,600	
財団法人三井生命 厚生事業団助成金		10		—		10	
その他特別損失	※10	799		—		799	
契約者配当準備金繰入額		9,377	1.7	8,277	1.5	19,871	1.7
税引前中間(当期)純利益		29,992	5.3	12,620	2.2	37,853	3.3
法人税および住民税		109	0.0	107	0.0	216	0.0
法人税等調整額		11,560	2.0	4,670	0.8	11,765	1.0
中間(当期)純利益		18,322	3.2	7,842	1.4	25,871	2.3

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本													自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金								利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					繰越利益剰余金				
						積立金変動	財団生命厚生事業団助成資金	積立不動産圧縮	準特別償却	別途積立金					
平成18年3月31日残高(百万円)	87,280	87,280	256	87,536	1,802	42,016	10	228	41	230	△9,535	34,794	△8,601	201,009	
中間会計期間中の変動額															
新株の発行	50,000	50,000		50,000										100,000	
価格変動積立金の取崩(注)1						△9,499					9,499	—		—	
財団法人三井生命厚生事業団助成資金の取崩							△10				10	—		—	
不動産圧縮積立金の取崩(注)1								△24			24	—		—	
不動産圧縮積立金の取崩(注)2								△4			4	—		—	
特別償却準備金の取崩(注)1									△10		10	—		—	
特別償却準備金の取崩(注)2									△5		5	—		—	
中間純利益											18,322	18,322		18,322	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)															
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	50,000	50,000	—	50,000	—	△9,499	△10	△29	△15	—	27,876	18,322	—	118,322	
平成18年9月30日残高(百万円)	137,280	137,280	256	137,536	1,802	32,516	—	199	25	230	18,341	53,116	△8,601	319,332	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	182,633	—	182,633	383,642
中間会計期間中の変動額				
新株の発行				100,000
価格変動積立金の取崩(注)1				—
財団法人三井生命厚生事業団助成資金の取崩				—
不動産圧縮積立金の取崩(注)1				—
不動産圧縮積立金の取崩(注)2				—
特別償却準備金の取崩(注)1				—
特別償却準備金の取崩(注)2				—
中間純利益				18,322
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△17,520	46	△17,473	△17,473
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△17,520	46	△17,473	100,849
平成18年9月30日残高(百万円)	165,112	46	165,159	484,492

(注) 1 平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

2 平成18年9月中間決算手続によるものであります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本												自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金									
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計			
						積立格変動	積不立動産圧縮	準特別金償却	別途積立金	繰越利益				
平成19年3月31日残高(百万円)	137,280	137,280	256	137,536	1,802	32,516	195	20	230	25,900	60,666	△8,601	326,881	
中間会計期間中の変動額														
不動産圧縮積立金の取崩							△4			4	—		—	
特別償却準備金の取崩								△5		5	—		—	
剰余金の配当										△8,065	△8,065		△8,065	
中間純利益										7,842	7,842		7,842	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)														
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—	—	—	△4	△5	—	△214	△223	—	△223	
平成19年9月30日残高(百万円)	137,280	137,280	256	137,536	1,802	32,516	191	15	230	25,686	60,443	△8,601	326,658	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	226,292	△7	226,284	553,165
中間会計期間中の変動額				
不動産圧縮積立金の取崩				—
特別償却準備金の取崩				—
剰余金の配当				△8,065
中間純利益				7,842
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△10,959	△27	△10,986	△10,986
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△10,959	△27	△10,986	△11,210
平成19年9月30日残高(百万円)	215,332	△35	215,297	541,955

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本													
	資本金	資本剰余金			利益剰余金							自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計			
						積立格立金変動	団生財助命団成厚法資生人金事三業井	積不立動金産圧縮	準特備別金償却	別途積立金				剰繰余越金利益
平成18年3月31日残高(百万円)	87,280	87,280	256	87,536	1,802	42,016	10	228	41	230	△9,535	34,794	△8,601	201,009
事業年度中の変動額														
新株の発行	50,000	50,000		50,000										100,000
価格変動積立金の取崩(注)1						△9,499					9,499	—		—
財団法人三井生命厚生事業団助成資金の取崩							△10				10	—		—
不動産圧縮積立金の取崩(注)1								△24			24	—		—
不動産圧縮積立金の取崩(注)2								△8			8	—		—
特別償却準備金の取崩(注)1									△10		10	—		—
特別償却準備金の取崩(注)2									△10		10	—		—
当期純利益											25,871	25,871		25,871
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)														
事業年度中の変動額合計(百万円)	50,000	50,000	—	50,000	—	△9,499	△10	△33	△20	—	35,435	25,871	—	125,871
平成19年3月31日残高(百万円)	137,280	137,280	256	137,536	1,802	32,516	—	195	20	230	25,900	60,666	△8,601	326,881

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	182,633	—	182,633	383,642
事業年度中の変動額				
新株の発行				100,000
価格変動積立金の取崩(注)1				—
財団法人三井生命厚生事業団助成資金の取崩				—
不動産圧縮積立金の取崩(注)1				—
不動産圧縮積立金の取崩(注)2				—
特別償却準備金の取崩(注)1				—
特別償却準備金の取崩(注)2				—
当期純利益				25,871
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	43,659	△7	43,651	43,651
事業年度中の変動額合計(百万円)	43,659	△7	43,651	169,523
平成19年3月31日残高(百万円)	226,292	△7	226,284	553,165

(注) 1 平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

2 平成19年3月決算手続によるものであります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p>	<p>有価証券(現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。)の評価基準および評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 売買目的有価証券 …時価法(売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>(2) 満期保有目的の債券 …移動平均法による償却原価法(定額法)</p> <p>(3) 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券をいう。) …移動平均法による償却原価法(定額法)</p> <p>(4) 子会社株式および関連会社株式 …移動平均法による原価法</p> <p>(5) その他有価証券</p> <p>① 時価のあるもの …中間会計期間末日の市場価格等(国内株式については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>② 時価のないもの ・取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められる債券 …移動平均法による償却原価法(定額法)</p>	<p>有価証券(現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。)の評価基準および評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 売買目的有価証券 同左</p> <p>(2) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(3) 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券をいう。) 同左</p> <p>(4) 子会社株式および関連会社株式 同左</p> <p>(5) その他有価証券</p> <p>① 時価のあるもの 同左</p> <p>② 時価のないもの ・取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められる債券 同左</p>	<p>有価証券(現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。)の評価基準および評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 売買目的有価証券 同左</p> <p>(2) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(3) 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券をいう。) 同左</p> <p>(4) 子会社株式および関連会社株式 同左</p> <p>(5) その他有価証券</p> <p>① 時価のあるもの …事業年度末日の市場価格等(国内株式については事業年度末前1カ月の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>② 時価のないもの ・取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められる債券 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>・上記以外の有価証券 …移動平均法による原価法 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (会計方針の変更)</p> <p>1 当中間会計期間において、より一層の保険債務の支払能力および経営の健全性の確保を目的としてALMの基本方針を策定し、債券の一部については、保険債務を考慮してデュレーション・マッチングの対象とするかまたは償還期限まで所有する方針に変更いたしました。</p> <p>これに伴い、従来、一般勘定において保有するすべての債券の保有目的区分をその他有価証券としておりましたが、当中間会計期間より、金利変動リスクの管理対象とする保険契約群(小区分)を特定し、当該小区分において当中間会計期間に新たに取得した債券の保有目的区分については、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に規定する責任準備金対応債券とするとともに、償還期限まで所有する意図をもって当中間会計期間に新たに取得した債券の保有目的区分については、満期保有目的の債券とする方法に変更いたしました。</p>	<p>・上記以外の有価証券 同左 同左</p> <hr/>	<p>・上記以外の有価証券 同左 同左</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>1 当事業年度において、より一層の保険債務の支払能力および経営の健全性の確保を目的としてALMの基本方針を策定し、債券の一部については、保険債務を考慮してデュレーション・マッチングの対象とするかまたは償還期限まで所有する方針に変更いたしました。</p> <p>これに伴い、従来、一般勘定において保有するすべての債券の保有目的区分をその他有価証券としておりましたが、当事業年度より、金利変動リスクの管理対象とする保険契約群(小区分)を特定し、当該小区分において当事業年度に新たに取得した債券の保有目的区分については、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に規定する責任準備金対応債券とするとともに、償還期限まで所有する意図をもって当事業年度に新たに取得した債券の保有目的区分については、満期保有目的の債券とする方法に変更いたしました。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>これにより、従来、一般勘定において保有する時価のある債券は、すべてその他有価証券として時価法により評価しておりましたが、当中間会計期間より、責任準備金対応債券または満期保有目的の債券とした債券については償却原価法(定額法)により評価する方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の評価方法によった場合に比べ、有価証券は30百万円、繰延税金負債は10百万円、その他有価証券評価差額金は19百万円、それぞれ増加しております。</p> <p>2 当中間会計期間より 「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準委員会 平成18年3月30日 企業会計基準適用指針第12号)を適用しております。</p> <p>従来、複合金融商品に組み込まれたデリバティブ(以下、組込デリバティブという。)は、当該組込デリバティブのリスクが組込対象である現物の金融資産に及ぶ可能性があり、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、原則として、当該複合金融商品を構成する現物の金融資産と区分して時価評価し評価差額を当期の損益として処理して</p>		<p>これにより、従来、一般勘定において保有する時価のある債券は、すべてその他有価証券として時価法により評価しておりましたが、当事業年度より、責任準備金対応債券または満期保有目的の債券とした債券については償却原価法(定額法)により評価する方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の評価方法によった場合に比べ、有価証券は2,530百万円、繰延税金負債は914百万円、その他有価証券評価差額金は1,616百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>2 当事業年度より「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準委員会 平成18年3月30日 企業会計基準適用指針第12号)を適用しております。</p> <p>従来、複合金融商品に組み込まれたデリバティブ(以下、「組込デリバティブ」という。)は、当該組込デリバティブのリスクが組込対象である現物の金融資産に及ぶ可能性があり、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、原則として、当該複合金融商品を構成する現物の金融資産と区分して時価評価し評価差額を当期の損益として処理しておりましたが、</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>おりましたが、本適用指針の適用に伴い、組込デリバティブの経済的性格およびリスクと現物の金融資産の経済的性格およびリスクとが緊密な関係にあり、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性が低いと判断される複合金融商品については、当該複合金融商品を一体として取り扱い、現物の金融資産の評価基準および評価方法に従って処理することといたしました。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益および税引前中間純利益はそれぞれ246百万円減少し、中間純利益は157百万円減少し、その他有価証券評価差額金は157百万円増加しております。</p>		<p>本適用指針の適用に伴い、組込デリバティブの経済的性格およびリスクと現物の金融資産の経済的性格およびリスクとが緊密な関係にあり、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性が低いと判断される複合金融商品については、当該複合金融商品を一体として取り扱い、現物の金融資産の評価基準および評価方法に従って処理することといたしました。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ119百万円増加し、当期純利益は76百万円増加し、その他有価証券評価差額金は76百万円減少しております。</p>
2 デリバティブ取引の評価基準および評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。	同左	同左
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産の減価償却の方法は、建物(構築物を除く。)については定額法により、構築物およびその他の有形固定資産については定率法により行っております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物……15年～50年 その他の有形固定資産……3年～15年</p> <p>ただし、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>同左</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産の減価償却は、建物(構築物を除く。)については定額法により、構築物およびその他の有形固定資産については定率法により行っております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物……15年～50年 その他の有形固定資産……3年～15年</p> <p>ただし、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法により行っております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により行っております。</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度の法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益および税引前中間純利益はそれぞれ10百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、賃貸用不動産等減価償却費または減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益および税引前中間純利益はそれぞれ156百万円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により行っております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務、外貨建有価証券等の外貨建金融商品は、中間会計期間末日の直物為替相場により円換算しております。</p> <p>外貨建その他有価証券の換算差額のうち、債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。</p>	同左	<p>外貨建金銭債権債務、外貨建有価証券等の外貨建金融商品は、事業年度末日の直物為替相場により円換算しております。</p> <p>外貨建その他有価証券の換算差額のうち、債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。</p>
5 責任準備金の積立方法	<p>責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) ・標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 	<p>同左</p> <p>(追加情報)</p> <p>「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成18年内閣府令第61号)の適用により、当中間会計期間において、第三分野保険の保険リスクに係る責任準備金を100百万円積み増しております。</p>	同左
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現状、経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現状、経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現状、経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む。)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、2,444百万円であります。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員(執行役員を含む。)の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異は、10年による均等額を費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>	<p>なお、破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む。)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、765百万円であります。</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p>	<p>なお、破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む。)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、763百万円であります。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員(執行役員を含む。)の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異は、10年による均等額を費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 従来、役員退職慰労金は、退任時の費用として処理していましたが、役員退職慰労引当金計上の会計慣行が定着していることを考慮し、役員退職慰労金を役員の在任期間に亘って費用配分することによって、期間損益の適正化を図るため、当中間会計期間より、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上することといたしました。なお、役員退職慰労金の支払額は従来どおり事業費に、役員退職慰労引当金繰入額(または役</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金(年金を含む。)の支払いに備えるため、内規に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、当社は、平成19年5月30日開催の取締役会決議に基づき、役員退職慰労金制度を廃止しました。これに伴い、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、同総会終結時に在任する役員に対し、同総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金を退任時に打切り支給すること、および、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に一任することを決議しました。このため、当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金に含めて計上しております。</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 従来、役員退職慰労金は、退任時の費用として処理していましたが、役員退職慰労引当金計上の会計慣行が定着していることを考慮し、役員退職慰労金を役員の在任期間に亘って費用配分することによって、期間損益の適正化を図るため、当事業年度より、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上することといたしました。なお、役員退職慰労金の支払額は従来どおり事業費に、役員退職慰労引当金繰入額(または役員退</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>員退職慰労引当金戻入額)はその他の経常費用(またはその他の経常収益)にそれぞれ含めて処理しております。</p> <p>これにより、役員退職慰労引当金繰入額(または役員退職慰労引当金戻入額)の当中間会計期間相当額32百万円はその他の経常収益に、過年度相当額497百万円はその他特別損失に、それぞれ計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は32百万円増加し、税引前中間純利益は465百万円減少しております。</p> <p>また、役員退職慰労引当金の設定に合わせ、従来、退職給付引当金に含めて引当処理していた退任した役員に係る年金債務を、当中間会計期間より、役員退職慰労引当金に含めて表示することとし、前事業年度末の退職給付引当金から1,026百万円を役員退職慰労引当金に振り替えております。</p>	<p>(4) 保険金等追加支払引当金</p> <p>保険金等追加支払引当金は、保険金等の支払状況に関する検証に伴う今後のお客さまへの確認等により、保険金等の追加的な支払が生じる可能性を勘案し、当該保険金等の支払に備えるため、検証実績等に基づき必要と見積もった額を計上しております。</p>	<p>職慰労引当金戻入額)はその他の経常費用(またはその他の経常収益)にそれぞれ含めて処理しております。</p> <p>これにより、役員退職慰労引当金繰入額(または役員退職慰労引当金戻入額)の当事業年度相当額5百万円はその他の経常収益に、過年度相当額497百万円はその他特別損失に、それぞれ計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は5百万円増加し、税引前当期純利益は492百万円減少しております。</p> <p>また、役員退職慰労引当金の設定に合わせ、従来、退職給付引当金に含めて引当処理していた退任した役員に係る年金債務を、当事業年度より、役員退職慰労引当金に含めて表示することとし、前事業年度末の退職給付引当金から1,026百万円を役員退職慰労引当金に振り替えております。</p> <p>(4) 保険金等追加支払引当金</p> <p>同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
			<p>(追加情報)</p> <p>当事業年度において、保険金等の支払状況に関する一連の検証を実施しておりますが、この検証の一環として当事業年度下半期より実施しているお客さまへの確認等により、当事業年度末日後に保険金等の追加的な支払が生じることが見込まれることとなりました。</p> <p>これを受けて、検証対象のうち、当事業年度末日後の追加的な支払が確定しているものについては確定額を支払備金として計上するとともに、当事業年度末日後も実施しているお客さまへの確認等により、保険金等を追加的にお支払する可能性があるものについては、その支払に備えるため上記の検証実績等に基づき必要と見積もった額を保険金等追加支払引当金として計上しております。</p> <p>当該引当金の計上に伴い、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ8,364百万円減少しております。</p>
7 価格変動準備金の計上方法	<p>価格変動準備金は、保険業法第115条の規定による準備金であり、当中間会計期間末における価格変動準備金対象資産に対する年間所要額を期間按分した額を計上しております。</p>	同左	<p>価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p>
8 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
9 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。 なお、貸付金をヘッジ対象とした金利スワップで特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、外貨建定期預金をヘッジ対象とした為替予約で振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象)</p> <p>金利スワップ 貸付金 為替予約 外貨建定期預金</p> <p>(3) ヘッジ方針 貸付金に対する金利変動リスクおよび外貨建定期預金に対する為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較する比率分析により、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、特例処理を採用している金利スワップおよび振当処理を採用している為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
10 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、法人税法に定める繰延消費税額等は、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は、発生会計期間に費用処理しております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、法人税法に定める繰延消費税額等は、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は、発生事業年度に費用処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、484,445百万円であります。</p> <p>中間財務諸表等規則および保険業法施行規則別紙様式の改正による中間貸借対照表の表示に関する変更は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 前中間会計期間における「資本の部」は、当中間会計期間より「純資産の部」となり、「純資産の部」は「株主資本」および「評価・換算差額等」に分類して表示しております。 前中間会計期間において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」、「利益剰余金」および「自己株式」は、当中間会計期間より「株主資本」の内訳科目として表示しております。 前中間会計期間において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「任意積立金」は、当中間会計期間より「その他利益剰余金」の内訳科目として表示しております。なお、本改正により従来の「任意積立金」の区分は廃止されました。 	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、553,173百万円であります。</p> <p>財務諸表等規則および保険業法施行規則別紙様式の改正による貸借対照表の表示に関する変更は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 前事業年度における「資本の部」は、当事業年度より「純資産の部」となり、「純資産の部」は「株主資本」および「評価・換算差額等」に分類して表示しております。 前事業年度において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」、「利益剰余金」および「自己株式」は、当事業年度より「株主資本」の内訳科目として表示しております。 前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「任意積立金」は、当事業年度より「その他利益剰余金」の内訳科目として表示しております。なお、本改正により従来の「任意積立金」の区分は廃止されました。

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>4 前中間会計期間において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「中間未処理損失」は、当中間会計期間より「その他利益剰余金」の内訳科目の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>5 前中間会計期間において「利益剰余金」の次に表示しておりました「その他有価証券評価差額金」は、当中間会計期間より「評価・換算差額等」の内訳科目として表示しております。</p> <p>6 前中間会計期間において「資産の部」に表示しておりました「繰延ヘッジ損失」および「負債の部」に表示しておりました「繰延ヘッジ利益」は、当中間会計期間より税効果調整後の金額を「評価・換算差額等」の内訳科目の「繰延ヘッジ損益」として表示しております。</p> <p>なお、前中間会計期間の「繰延ヘッジ損失」および「繰延ヘッジ利益」について、当中間会計期間と同様の方法によった場合の「繰延ヘッジ損益」に相当する金額は、180百万円であります。</p>		<p>4 前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「当期末処理損失」は、当事業年度より「その他利益剰余金」の内訳科目の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>5 前事業年度において「利益剰余金」の次に表示しておりました「その他有価証券評価差額金」は、当事業年度より「評価・換算差額等」の内訳科目として表示しております。</p> <p>6 前事業年度において「資産の部」に表示しておりました「繰延ヘッジ損失」および「負債の部」に表示しておりました「繰延ヘッジ利益」は、当事業年度より税効果調整後の金額を「評価・換算差額等」の内訳科目の「繰延ヘッジ損益」として表示しております。</p> <p>なお、前事業年度の「繰延ヘッジ損失」および「繰延ヘッジ利益」について、当事業年度と同様の方法によった場合の「繰延ヘッジ損益」に相当する金額は、△47百万円であります。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>中間財務諸表等規則および保険業法施行規則別紙様式の改正に伴い、中間貸借対照表および中間損益計算書の表示方法を次のとおり変更しております。</p> <p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>1 前中間会計期間における「不動産および動産」は、当中間会計期間より「有形固定資産」として表示しております。</p> <p>2 前中間会計期間において「その他の資産」に含めていた「無形固定資産」は、当中間会計期間より「無形固定資産」として区分掲記しております。なお、前中間会計期間において「その他の資産」に含めていた「無形固定資産」は、13,513百万円であります。</p> <p>(中間損益計算書関係)</p> <p>1 前中間会計期間における「不動産動産等処分益」および「不動産動産等処分損」は、当中間会計期間よりそれぞれ「固定資産等処分益」および「固定資産等処分損」として表示しております。</p> <p>2 当中間会計期間より中間損益計算書の末尾を「中間純利益」としております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																								
<p>※1 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有価証券 (国債)</td> <td>251,809百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券 (株式)</td> <td>74,875 "</td> </tr> <tr> <td>有価証券 (外国証券)</td> <td>1,282 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>327,968 "</td> </tr> </table> <p>金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき、生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金のために設定された質権の目的物および先物取引証拠金等の代用として差し入れております。</p> <p>また、担保権によって担保されている債務は、34百万円であります。</p>	有価証券 (国債)	251,809百万円	有価証券 (株式)	74,875 "	有価証券 (外国証券)	1,282 "	合計	327,968 "	<p>※1 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有価証券 (国債)</td> <td>119,209百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券 (株式)</td> <td>84,753 "</td> </tr> <tr> <td>有価証券 (外国証券)</td> <td>26 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>203,988 "</td> </tr> </table> <p>先物取引証拠金等の代用として差し入れております。</p> <p>また、担保権によって担保されている債務は、26百万円であります。</p>	有価証券 (国債)	119,209百万円	有価証券 (株式)	84,753 "	有価証券 (外国証券)	26 "	合計	203,988 "	<p>※1 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有価証券 (国債)</td> <td>164,803百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券 (株式)</td> <td>103,353 "</td> </tr> <tr> <td>有価証券 (外国証券)</td> <td>692 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>268,849 "</td> </tr> </table> <p>金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき、生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金のために設定された質権の目的物および先物取引証拠金等の代用として差し入れております。</p> <p>また、担保権によって担保されている債務は、31百万円であります。</p>	有価証券 (国債)	164,803百万円	有価証券 (株式)	103,353 "	有価証券 (外国証券)	692 "	合計	268,849 "
有価証券 (国債)	251,809百万円																									
有価証券 (株式)	74,875 "																									
有価証券 (外国証券)	1,282 "																									
合計	327,968 "																									
有価証券 (国債)	119,209百万円																									
有価証券 (株式)	84,753 "																									
有価証券 (外国証券)	26 "																									
合計	203,988 "																									
有価証券 (国債)	164,803百万円																									
有価証券 (株式)	103,353 "																									
有価証券 (外国証券)	692 "																									
合計	268,849 "																									
<p>※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の中間貸借対照表価額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有価証券 (国債)</td> <td>225,937百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>225,937 "</td> </tr> </table>	有価証券 (国債)	225,937百万円	合計	225,937 "	<p>※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の中間貸借対照表価額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有価証券 (国債)</td> <td>209,599百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>209,599 "</td> </tr> </table>	有価証券 (国債)	209,599百万円	合計	209,599 "	<p>※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有価証券 (国債)</td> <td>129,538百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>129,538 "</td> </tr> </table>	有価証券 (国債)	129,538百万円	合計	129,538 "												
有価証券 (国債)	225,937百万円																									
合計	225,937 "																									
有価証券 (国債)	209,599百万円																									
合計	209,599 "																									
有価証券 (国債)	129,538百万円																									
合計	129,538 "																									
<p>※3 責任準備金対応債券に係る中間貸借対照表価額および時価ならびにリスク管理方針の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 責任準備金対応債券に係る中間貸借対照表価額は、35,469百万円、時価は、35,444百万円であります。</p> <p>(2) 責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて小区分を設定し、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針を採っております。なお、小区分は、次のとおり設定しております。</p> <p>① 終身保険(8-23年)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む。)から発生する将来キャッシュ・フロー中の7年超23年以内の部分)</p>	<p>※3 責任準備金対応債券に係る中間貸借対照表価額および時価ならびにリスク管理方針の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 責任準備金対応債券に係る中間貸借対照表価額は、504,389百万円、時価は、504,784百万円であります。</p> <p>(2) 責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて小区分を設定し、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針を採っております。なお、小区分は、次のとおり設定しております。</p> <p>① 終身保険(8-23年)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む。)から発生する将来キャッシュ・フロー中の7年超23年以内の部分)</p>	<p>※3 責任準備金対応債券に係る貸借対照表価額および時価ならびにリスク管理方針の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 責任準備金対応債券に係る貸借対照表価額は、256,382百万円、時価は、258,720百万円であります。</p> <p>(2) 責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて小区分を設定し、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針を採っております。なお、小区分は、次のとおり設定しております。</p> <p>① 終身保険(8-23年)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む。)から発生する将来キャッシュ・フロー中の7年超23年以内の部分)</p>																								

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>② 一時払養老小区分(一時払養老保険)</p> <p>③ 一時払個人年金小区分(一時払個人年金保険)</p> <p>また、各小区分において、保険契約群についての責任準備金のデュレーションと、小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションとが一定幅の中で対応していることを、定期的に検証しております。</p> <p>※4 関係会社の株式および出資金は、6,679百万円であります。</p> <p>※5 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、7,582百万円であります。なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は、581百万円、延滞債権額は、1,884百万円であります。</p> <p>上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額1,783百万円、延滞債権額616百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>② 一時払養老小区分(一時払養老保険)</p> <p>③ 一時払個人年金小区分(一時払個人年金保険)</p> <p>また、各小区分において、保険契約群についての責任準備金のデュレーションと、小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションとが一定幅の中で対応していることを、定期的に検証しております。</p> <p>※4 関係会社の株式および出資金は、5,702百万円であります。</p> <p>※5 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、16,770百万円であります。なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は、48百万円、延滞債権額は、13,672百万円であります。</p> <p>上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額501百万円、延滞債権額170百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>	<p>② 一時払養老小区分(一時払養老保険)</p> <p>③ 一時払個人年金小区分(一時払個人年金保険)</p> <p>また、各小区分において、保険契約群についての責任準備金のデュレーションと、小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションとが一定幅の中で対応していることを、定期的に検証しております。</p> <p>※4 関係会社の株式および出資金は、6,306百万円であります。</p> <p>※5 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、17,706百万円であります。なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。</p> <p>(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は、64百万円、延滞債権額は、13,971百万円であります。</p> <p>上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額501百万円、延滞債権額172百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)						
<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当する貸付金はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、5,116百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>※6 貸付金の融資未実行残高は、4,000百万円であります。</p>	<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当する貸付金はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、3,049百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>※6 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>貸付金に係る コミットメン トライン契約 の総額</td> <td style="text-align: right;">1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>融資実行残高</td> <td style="text-align: right;">— 〃</td> </tr> <tr> <td>差引融資未実 行残高</td> <td style="text-align: right;">1,000 〃</td> </tr> </table> <p>なお、上記融資未実行残高は、必ずしも全額が実行されるものではありません。</p> <p>※7 有形固定資産の減価償却累計額は、197,901百万円であります。</p> <p>8 特別勘定の資産の額は、785,299百万円あります。なお、負債の額も同額であります。</p> <p>※9 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、25百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、321百万円あります。</p>	貸付金に係る コミットメン トライン契約 の総額	1,000百万円	融資実行残高	— 〃	差引融資未実 行残高	1,000 〃	<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当する貸付金はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、3,669百万円あります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>※6 貸付金の融資未実行残高は、4,000百万円あります。</p>
貸付金に係る コミットメン トライン契約 の総額	1,000百万円							
融資実行残高	— 〃							
差引融資未実 行残高	1,000 〃							
<p>※7 有形固定資産の減価償却累計額は、197,901百万円であります。</p> <p>8 特別勘定の資産の額は、785,299百万円あります。なお、負債の額も同額であります。</p> <p>※9 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、25百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、321百万円あります。</p>	<p>※7 有形固定資産の減価償却累計額は、195,833百万円あります。</p> <p>8 特別勘定の資産の額は、865,647百万円あります。なお、負債の額も同額であります。</p> <p>※9 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、235百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、274百万円あります。</p>	<p>※7 有形固定資産の減価償却累計額は、195,528百万円あります。</p> <p>8 特別勘定の資産の額は、837,423百万円あります。なお、負債の額も同額であります。</p> <p>※9 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、30百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、320百万円あります。</p>						

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※10 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <p>前事業年度末 残高 115,490百万円</p> <p>当中間会計 期間契約者 配当金支払額 11,670 〃</p> <p>利息による 増加等 31 〃</p> <p>契約者配当 準備金繰入額 9,377 〃</p> <p>当中間会計 期間末残高 113,228 〃</p>	<p>※10 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <p>前事業年度末 残高 109,929百万円</p> <p>当中間会計 期間契約者 配当金支払額 11,967 〃</p> <p>利息による 増加等 28 〃</p> <p>契約者配当 準備金繰入額 8,277 〃</p> <p>当中間会計 期間末残高 106,269 〃</p>	<p>※10 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <p>前事業年度末 残高 115,490百万円</p> <p>当事業年度 契約者配当金 支払額 25,491 〃</p> <p>利息による 増加等 59 〃</p> <p>契約者配当 準備金繰入額 19,871 〃</p> <p>当事業年度末 残高 109,929 〃</p>
<p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金185,500百万円を含んでおります。</p> <p>12 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当中間会計期間末における当社の今後の負担見積額は、944百万円であります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した会計期間の事業費として処理しております。</p> <p>13 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間会計期間末における当社の今後の負担見積額は、19,300百万円であります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した会計期間の事業費として処理しております。</p> <p>14 当社は、現在、税務当局による源泉所得税の税務調査を受けておりますが、調査中であり、現時点において調査の結果を予測できる状況にないため、調査結果により生ずるかもしれない負担金額については、中間財務諸表に計上しておりません。</p> <p>15 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、377百万円であります。</p>	<p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金165,500百万円を含んでおります。</p> <p>12 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当中間会計期間末における当社の今後の負担見積額は、474百万円であります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した会計期間の事業費として処理しております。</p> <p>13 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間会計期間末における当社の今後の負担見積額は、18,665百万円であります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した会計期間の事業費として処理しております。</p> <p>15 同左</p>	<p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金165,500百万円を含んでおります。</p> <p>12 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、474百万円であります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。</p> <p>13 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、19,300百万円であります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。</p> <p>15 同左</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 関係会社との取引による収益の総額は、754百万円、費用の総額は、1,222百万円であります。</p> <p>※2 有価証券売却益の内訳は、国債等債券67百万円、株式等28,429百万円、外国証券13,453百万円であります。</p> <p>※3 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券41百万円、株式等5,180万円、外国証券1,278百万円であります。</p> <p>※4 有価証券評価損の内訳は、株式等737百万円であります。</p> <p>※5 売買目的有価証券運用損の主な内訳は、売却益539百万円、評価損597百万円、支払利息118百万円であります。</p> <p>※6 金融派生商品費用には、評価損11,077百万円を含んでおります。</p> <p>※7 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は、25百万円であります。また、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は、19百万円であります。</p> <p>※8 減価償却実施額 有形固定資産 2,979百万円 無形固定資産 2,796 "</p> <p>※9 当中間会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。 (1) 資産をグルーピングした方法 保険事業の用に供している不動産等については、保険事業全体で1つの資産グループとし、賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしてグルーピングしております。また、保険事業・賃貸兼用の不動産等については、物件ごとに主たる用途に基づき、保険事業全体の資産グループに含めるか、または賃貸用不動産等としてグルーピングしております。</p>	<p>1 関係会社との取引による収益の総額は、1,024百万円、費用の総額は、2,791百万円であります。</p> <p>※2 有価証券売却益の内訳は、国債等債券367百万円、株式等4,889百万円、外国証券36,423百万円あります。</p> <p>※3 有価証券売却損の内訳は、国債等債券1,139百万円、株式等843百万円、外国証券127百万円あります。</p> <p>※4 有価証券評価損の内訳は、株式等481百万円あります。</p> <p>※5 売買目的有価証券運用益の主な内訳は、売却益13百万円、評価益466百万円、支払利息253百万円あります。</p> <p>※6 金融派生商品費用には、評価益5,266百万円を含んでおります。</p> <p>※7 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は、205百万円あります。また、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は、45百万円あります。</p> <p>※8 減価償却実施額 有形固定資産 2,692百万円 無形固定資産 2,464 "</p> <p>※9 当中間会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。 (1) 資産をグルーピングした方法 同左</p>	<p>1 関係会社との取引による収益の総額は、1,024百万円、費用の総額は、2,791百万円あります。</p> <p>※2 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券1,819百万円、株式等32,098百万円、外国証券40,086百万円あります。</p> <p>※3 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券6,645百万円、株式等5,870百万円、外国証券1,874百万円あります。</p> <p>※4 有価証券評価損の内訳は、株式等734百万円あります。</p> <p>※5 売買目的有価証券運用損の主な内訳は、売却益1,009百万円、評価益778百万円、支払利息353百万円あります。</p> <p>※6 金融派生商品費用には、評価益1,626百万円を含んでおります。</p> <p>※7 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は、30百万円あります。また、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は、20百万円あります。</p> <p>※8 減価償却実施額 有形固定資産 5,993百万円 無形固定資産 5,663 "</p> <p>※9 当事業年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。 (1) 資産をグルーピングした方法 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)					当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)					前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)							
(2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により、著しく収益性が低下した賃貸用不動産等および地価の下落により著しく価値が毀損している遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。					(2) 減損損失の認識に至った経緯 同左					(2) 減損損失の認識に至った経緯 同左							
(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳					(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳					(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳							
所在地	用途	件数 (件)	種類		合計 (百万円)	用途	件数 (件)	種類		合計 (百万円)	所在地	用途	件数 (件)	種類		合計 (百万円)	
			土地 (百万円)	建物 その他 (百万円)				土地 (百万円)	建物 その他 (百万円)					土地 (百万円)	建物 その他 (百万円)		
北海道	賃貸用 不動産等	2	0	54	54	賃貸用 不動産等 遊休 不動産等	4	267	378	646	北海道	賃貸用 不動産等	4	1	59	60	
	遊休不 動産等	2	17	57	74		遊休不 動産等	2	17	111		183	遊休不 動産等	2	17	57	74
東北	賃貸用 不動産等	3	536	584	1,121	賃貸用 不動産等	3	3	-	3	東北	賃貸用 不動産等	4	602	630	1,233	
	遊休不 動産等	2	3	-	3							遊休不 動産等	3	23	23	46	遊休不 動産等
関東	賃貸用 不動産等	1	28	152	181	賃貸用 不動産等	1	28	152	181	関東	賃貸用 不動産等	2	29	153	183	
	(うち東京都)	-	-	-	-							(うち東京都)	-	-	-	-	遊休不 動産等
中部	遊休不 動産等	1	18	15	34	遊休不 動産等	1	18	15	34	中部	遊休不 動産等	-	-	-	-	
	(うち東京都)	-	-	-	-							(うち東京都)	-	-	-	-	遊休不 動産等
近畿	賃貸用 不動産等	-	-	-	-	賃貸用 不動産等	1	-	2	2	近畿	賃貸用 不動産等	1	-	2	2	
	遊休不 動産等	2	2	8	10							遊休不 動産等	2	9	13	22	遊休不 動産等
中四国	賃貸用 不動産等	1	-	2	2	賃貸用 不動産等	2	9	13	22	中四国	賃貸用 不動産等	-	-	-	-	
	遊休不 動産等	2	9	13	22							遊休不 動産等	2	9	13	22	遊休不 動産等
九州	賃貸用 不動産等	-	-	-	-	賃貸用 不動産等	-	-	-	-	九州	賃貸用 不動産等	-	-	-	-	
	遊休不 動産等	2	9	13	22							遊休不 動産等	2	9	13	22	遊休不 動産等
合計	賃貸用 不動産等	7	565	793	1,359	賃貸用 不動産等	7	565	793	1,359	合計	賃貸用 不動産等	12	837	994	1,831	
	遊休不 動産等	12	70	120	191							遊休不 動産等	12	70	120	191	遊休不 動産等
総計		19	636	914	1,551	総計		19	636	914	1,551	総計		26	934	1,152	2,086

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸用不動産等については使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用し、それぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>なお、正味売却価額については、売却予定額、不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成14年7月3日全部改正)による評価額、または公示価格を基準とした評価額によっております。</p> <p>また、使用価値については将来キャッシュ・フローを5.6%で割り引いて算定しております。</p> <p>※10 その他特別損失は、役員退職慰労引当金繰入額の過年度相当額497百万円および当中間会計期間より引当処理の対象に含めた執行役員退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額の過年度相当額301百万円であります。</p>	<p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸用不動産等については使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用し、それぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>なお、正味売却価額については、売却予定額、不動産鑑定評価基準による評価額、または公示価格を基準とした評価額によっております。</p> <p>また、使用価値については将来キャッシュ・フローを6.1%で割り引いて算定しております。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸用不動産等については使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用し、それぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>なお、正味売却価額については、売却予定額、不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成14年7月3日全部改正)による評価額、または公示価格を基準とした評価額によっております。</p> <p>また、使用価値については将来キャッシュ・フローを5.6%で割り引いて算定しております。</p> <p>※10 その他特別損失は、役員退職慰労引当金繰入額の過年度相当額497百万円および執行役員退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額の過年度相当額301百万円であります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	172,725	—	—	172,725
A種株式	—	172,121	—	172,121
合計	172,725	172,121	—	344,846

(注) A種株式の自己株式の株式数の増加172,121株は、提出会社のA種株主からの取得請求に伴う増加であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	172,725	—	—	172,725
A種株式	172,121	—	—	172,121
合計	344,846	—	—	344,846

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	172,725	—	—	172,725
A種株式	—	172,121	—	172,121
合計	172,725	172,121	—	344,846

(注) A種株式の自己株式の株式数の増加172,121株は、提出会社のA種株主からの取得請求(提出会社のA種株主が、提出会社がA種株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求する手続き。)に伴う増加であります。

(リース取引関係)

<借主側>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																				
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の 有形固定 資産</td> <td>82</td> <td>53</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>82</td> <td>53</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	その他の 有形固定 資産	82	53	28	合計	82	53	28	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の 有形固定 資産</td> <td>121</td> <td>53</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>121</td> <td>53</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	その他の 有形固定 資産	121	53	68	合計	121	53	68	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の 有形固定 資産</td> <td>121</td> <td>32</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>121</td> <td>32</td> <td>88</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	その他の 有形固定 資産	121	32	88	合計	121	32	88
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																																			
その他の 有形固定 資産	82	53	28																																			
合計	82	53	28																																			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																																			
その他の 有形固定 資産	121	53	68																																			
合計	121	53	68																																			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																			
その他の 有形固定 資産	121	32	88																																			
合計	121	32	88																																			
② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額																																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28 "</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	19百万円	1年超	9 "	合計	28 "	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>33 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>69 "</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	36百万円	1年超	33 "	合計	69 "	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>49 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>89 "</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	40百万円	1年超	49 "	合計	89 "																		
1年内	19百万円																																					
1年超	9 "																																					
合計	28 "																																					
1年内	36百万円																																					
1年超	33 "																																					
合計	69 "																																					
1年内	40百万円																																					
1年超	49 "																																					
合計	89 "																																					
③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額	③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額	③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額																																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>20 "</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0 "</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	21百万円	減価償却費相当額	20 "	支払利息相当額	0 "	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>20 "</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0 "</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	21百万円	減価償却費相当額	20 "	支払利息相当額	0 "	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>42百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>40 "</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1 "</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	42百万円	減価償却費相当額	40 "	支払利息相当額	1 "																		
支払リース料	21百万円																																					
減価償却費相当額	20 "																																					
支払利息相当額	0 "																																					
支払リース料	21百万円																																					
減価償却費相当額	20 "																																					
支払利息相当額	0 "																																					
支払リース料	42百万円																																					
減価償却費相当額	40 "																																					
支払利息相当額	1 "																																					
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	④ 減価償却費相当額の算定方法 同左	④ 減価償却費相当額の算定方法 同左																																				
⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	⑤ 利息相当額の算定方法 同左	⑤ 利息相当額の算定方法 同左																																				

(有価証券関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末および前事業年度末のいずれにおいても、子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	105,116円29銭	117,583円73銭	120,015円92銭
1株当たり中間(当期)純利益	5,035円97銭	1,701円55銭	6,275円98銭
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	—	—	—

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。なお、A種株式については普通株式と同等の株式として取り扱っており、A種株式の中間期末(期末)株式数に当該株式の調整比率2を乗じた株式数を含めて算定しております。

項目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	484,492	541,955	553,165
純資産の部の合計額から 控除する金額(百万円)	—	—	—
普通株式および普通株式と 同等の株式に係る中間期末 (期末)の純資産額(百万円)	484,492	541,955	553,165
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末(期 末)の普通株式および普通 株式と同等の株式の数(株)	4,609,105	4,609,105	4,609,105

2 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。なお、A種株式については普通株式と同等の株式として取り扱っており、A種株式の期中平均株式数に当該株式の調整比率2を乗じた株式数を含めて算定しております。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	18,322	7,842	25,871
普通株主および普通株主と 同等の株主に帰属しない 金額(百万円)	—	—	—
普通株式および普通株式と 同等の株式に係る中間(当 期)純利益(百万円)	18,322	7,842	25,871
普通株式および普通株式と 同等の株式の期中平均株 式数(株)	3,638,287	4,609,105	4,122,366

3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要は、次のとおりであります。

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
潜在株式の種類 A種株式 潜在株式の数 1,084,000株 (うち自己株式の数 172,121株)	潜在株式の種類 A種株式 潜在株式の数 1,084,000株 (うち自己株式の数 172,121株)	潜在株式の種類 A種株式 潜在株式の数 1,084,000株 (うち自己株式の数 172,121株)

A種株式の内容については、第4 [提出会社の状況] 1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等] ② [発行済株式] に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

II 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

III 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。